

「江戸支配勤集下書」

——享保期の越後屋江戸本店支配役の職務と年中行事——

「江戸支配勤集下書」は、享保期の駿河町の越後屋江戸本店の住込手代の責任者となった新任支配役のための、実務上の手引き書の下書である。

目次には「支配勤裏之事」「支配勤肝要之事」「支配月々用集之事」「支配承記之事」と記されているが、下書であるため奥書の「支配承記之事」は省略されている。

「支配勤表之事」は店務ないし経営にかかわる商用の気配り、商品管理、京都店とのやりとり、遠国の客への品物の吟味、夏冬物類の売方等について書かれており、「支配勤裏之事」は二季目録の仕立てや支配人一致の心掛け、手代、子供、台所向きの取締、火防関係、店の治方等々の日常の管理を記したものの、「支配勤肝要之事」は支配役の意義、心構えを説いたものである。「支配月々用集之事」では失念なきようにと一二月の店行事を記している。この「支配月々用集之事」は支配役の職務をとおして享保期の江戸の商家の行事を

知ることのできる興味深い記録である。また目次には書かれていないが、一番最後に延宝四年（一六七七）～享保一四年（一七二九）の、支配役が立場成熟しておかねばならない規則類の目録「式目并被仰渡之控」が添えられている。

「江戸支配勤集下書」に正本があつたことは、寛保三年（一七四三）頃の四人の重役名による「支配勤集録」増補訂正に関する意見書（「存寄書」¹）によって知ることができるが、正本自体は現存していない。

また右の意見書の作成者である重役名から、「江戸支配勤集下書」の作成者も後見役以上の重役（宿持手代）であると考えられる。

作成年代は「三井家記録文書目録」に享保末年と記されているが、「支配月々用集之事」の記述の中に、享保一四年に江戸綿店が向店と改められた、その向店の名称があることと、「江戸本店目録吟味寄」（三井文庫所蔵史料 本八三七、八三

八) という史料に享保一七年まで江戸本店の売上高の一角を占めていた部署「売倍方」(後述する)が見られることから、おおよその範囲であろうと推測される。

「江戸支配勤集下書」(以下江戸店本とする)の土台となっているのは元禄一六年(二七〇三)、当時京本店名代役であった中西宗助の作成した「支配勤集」である。「支配勤集」は、元禄一六年の草稿本(三井文庫所蔵史料 本九七〇)と、その内容を整理し改訂を加えて浄書したもの(同 統一二二〇、「三井事業史」資料篇一の「本店の諸制度」に全文掲載されている。以下元禄本と表記する)がある。いずれも非常持出用の青表紙であって、京本店支配役の間で「商人秘伝書」とも可謂物也²⁾とされているものである。元禄本の「支配承記」最初の支配役請印は宝永元年(一七〇四)八月から押されており、寛延元年(一七四八)春までの三〇名の請印がある。

右の他に享保期に書かれたとされる中西宗助(享保一八年八月に大元々の地位で死去)自筆の「京都支配勤集写」(三井文庫所蔵史料 本四九六―九、以下京店本とする)がある。これは「入用物仕分け申事」と、元禄本から不要な条項を省き、また「支配月用集」は各月の冒頭部分のみに書き留め、末尾に「此書ニ而初中後載申趣心得迄ニ認置也、悪敷ヲ捨宜敷ヲ可用者也」と改訂を意図して書かれたものである。江戸

各種支配勤集の内容構成

	支配勤表之事	支配勤裏之事	(支配肝心事) 支配勤肝要之事
元禄本	14カ条	29カ条	15カ条
京店本	6カ条	23カ条	15カ条
江戸店本	7カ条 (* 7カ条)	21カ条 (* 5カ条と但書1)	10カ条
大坂店本	6カ条 (* 6カ条)	20カ条 (* 4カ条と但書1)	10カ条

*は京本店にない条項数。

江戸・大坂本店との違いである。それは「支配勤裏之事」でも同じである。「支配勤裏之事」は元禄本は二九カ条のところ、京店本では二三カ条、江戸店本ではさらに七カ条が省かれ、代りに五カ条と但書が一つ新しく入っている。京都にない条項には本文条項の脇に*をつけた。「支配勤肝要之事(支配肝心事)」は元禄本、京店本とも一五カ条であるのに対し、江戸・大坂店本は五カ条削られて一〇カ条になっている。

店本はこの京店本を見本として作成されたと思われる。なお大坂本店にも「支配勤集下書」(大坂店本とする)がある。

これらの「支配勤集」を比べてみると「支配勤表事」は元禄本の一四カ条が、京店本では六カ条に整理されている。江戸店本は独自の内容で七カ条に、大坂店本は六カ条にな

っている。内容の違いは、呉服店グループの本店(ほんてん)格であり仕入店でもある京本店と、販売店である江

ところで江戸店本が他の支配勤集と決定的に異なるのは「支配月々用集之事」の分量と内容の充実度である。それは一二月各月の上旬、中旬、下旬に分けられていて、さらに日にちごとに行事日程が整然と記されている。全体の体裁は縦二三・五センチメートル、横一七センチメートル、厚さ四センチメートル（四ツ穴仮綴）であるが、うち「支配勤表之事」が墨付き二丁半、「支配勤裏之事」が九丁半、および「支配勤肝要之事」が四丁のところ、「支配月々用集之事」は八二丁半、つまり「江戸支配勤集下書」の大半は月々の行事に割かれていることになる。

享保期の江戸本店の支配役は平均して四人⁽⁴⁾いる。享保一四年（一七二九）から二〇年（一七三五）にかけての奉公人数は二〇一人から多いときで二三八人という規模である。例えば享保一八年春は総人数二二五人中手代一〇九人、子供五七人、下男五九人という構成⁽⁵⁾になっており、それに江戸勤番の同苗がいる。それらの人々を管理し経営に当るわけであるから、新任の支配役にとって二二月月きちんと整理された手引き書が必要であったと思われる。

月の行事には社寺参詣や、相場付、帳場置立、商品の注文、晦日前の集金、客数の報告など商売に関する事柄や、灸治など季節ごとの日程、節句や祭礼など祝祭日、花見・船遊び等奉公人の休息日⁽⁶⁾などがある。また例えば京都の祇園会（六

月）に合わせた休夜、八月の御霊神事に合わせた料理献立などもあり、多分に京都店の行事の影響を受けているものもある。

江戸本店の店行事、すなわち年中行事については『三井事業史』本篇一に概略が書かれているが、ここでもう少し詳しくくみることとする。

江戸本店の各月の主な行事を抜き出してみる。

正月

元日 諸社代参（献立定格）

二日 万歳へ祝儀、店々・町内・出入の医者・諸職人

へ年頭の礼（献立定格）

三日 （献立定格）

御為替仲間御献上

四日 付立、店卸（献立定格）

台所煤掃き

六日 朝精進、夕献立定格

廟参（当番制、以下毎月により略す）

七日 人日節句（献立定格）、夜福引

一〇、二一日頃 日待（献立前格）

一一日 蔵開き（献立定格）

売倍方見世開き

一三日 廟参(当番制、以下毎月により略す)

一三日頃 両夜、内寄合

一四日 (小正月の年越)(献立定格)

一五日 (小正月)(献立定格)

一五日頃 煤払い

一六、七日頃 初寄合 本役付、加役付、組割

一七、八日頃 総見世開き

一九日 蛭子講

二一日 出入、日雇仲間寄合

二二日頃 中登り申渡し

(二六日 両替店椀飯振舞に招待)

二月

一日 惣寄合

二、三日 夜灸治

初午 稲荷、観音代参

二日頃より目録作成取掛かり

正月分入書を京本店へ送付(毎月により以下略す)

八日 事始(献立定格)

一〇日 内寄合、年褒美支給

一一日 惣寄合

一六日 月並寄合

二〇日 内寄合

二一日 惣寄合

(寄合は七月を除き毎月により以下略す)

三月

三日 上巳節句(献立前格)

四日頃 目録京都店へ送付

一一日 花見(献立前格)

四月

三日頃 屋根日覆、道具、蚊帳、子供の腹当準備

一五日 これより風呂毎夜

五月

朔日 諸社代参

大般若執行

五日 端午節句(献立定格)

月頭 日待(献立前格)

一八日頃 風呂八ツ時より

二〇日頃 商品土用干し

六月

土用前 灸治

土用入 薬并献立定格

土用見舞進物

土用中 全員へ湿払いの薬支給

- 七月
七日 京都祇園会に付休夜（献立定格）
一日 船遊山（献立前格）
一五日 山王祭礼（隔年）（献立定格）
- 七月
四日 夏物付立
内寄合、惣寄合の上、元服申渡し
七日 七夕（献立定格）
一〇日頃 家守・町代・下男・出入・日用へ心付
一五日 } 盆（献立定格）
一六日 }
一七日 店卸、夏冬物付立（献立定格）
台所煤掃き
二二、三日頃 売倍見世開き
二四、五日頃 両夜、内寄合
二五日頃 煤払い
二六、七日頃 初寄合、役替
（二七、八日頃 惣見世開きか）
八月
朔日 八朔休日（献立前格）
二、三日 灸治
一五 此節中登り申渡し
一五 風呂隔夜
- 九月
一八日 京都店御霊神事に付朝精進（夕献立料理）
二八、九日 惣蚊帳仕廻
- 九月
朔日 諸社代参
九日 重陽節句（献立前格）
一〇日頃 日待（献立前格）
一一日 出入、日雇仲間寄合
一五日 神田明神祭礼（隔年）（献立料理）
二〇日頃 台所寄合、下男役替
一〇月
朔日 土蔵・穴蔵・土砂その外防火対策準備
一五日 風呂毎夜
一九日 蛭子講
一二月
朔日 諸社代参
八日 髪置（献立定格）
一五日 髮置（献立定格）
二八、九日 付立春注文
一二月
朔日 諸社代参
八日 事納め（献立料理）
寒前 灸治
寒入 薬并献立定格

節分 星祭り

一八日 正月飾り物調え

二〇日頃 内寄合、子供元服申渡し

二一、二日 家守・町代・下男・日用・髪結へ歳暮心付

二五日 餅つき(献立定格)

二九日 松飾り、正月三ヶ日料理準備、三が日内番・出

番役付、四日店卸役付、付立役付

大晦日 売掛金の取集め

右の中で「献立定格」「献立前格」、「献立料理」(本文中では「料理献立帳ニ有」と記述されている)といったところが江戸本店の祝祭日とみることができよう。奉公人の休日であったかどうかは前日に内番役を決めたり、出番の者達が出出すさいの注意書をもって知ることができよう。正月三が日、正月七日、正月一五日、三月三日、五月五日、七月一五・一六日(盆)、八朔、九月九日、がそれであろう。

以下主要な項目について若干の説明をしておこう。

【寺社信仰】

「支配勤裏之事」の冒頭に「常に仏神を信じ家内凶事出来不申様是を慎可申候」と書かれている。江戸本店では諸社代

参は毎月定日に、決まった社寺に代参人を立てる。すなわち次のとおりである。

朔日 神明社

三日 大師

一五日 神田明神

一八日 浅草観音および地内秋葉神社

二二日 三囲稲荷(墨田)

二四日 愛宕神社

二五日 天神

二八日 目黒不動

右のうち、大師とは東叡山の元三大師のことかと思われる。また天神は亀戸天神⁸⁾であろう。

右の定日とは別に正月・五月・九月は「大切成月」として特に仏神を信ずるよう、朔日には右の神社のほかに深川八幡宮と、山王が加わり、計一社の代参が実施される。そしてその他一二月朔日にも「商人旬」の月としてさらに諸社代参が行われる。特に享保元年(一七一六)より三井の守護神となった三囲稲荷へは、その他にも二月の初午、七夕、一二月八日の吹子祭にも代参人を立てる。さらに正月・五月・九月の定日二二日には、御湯花(御湯神楽)を奉献、代参人が神託を受ける。そして越後屋の二階では御影を飾り、一万度御祓が行われ夜食が振舞われるのである。

当日には太々講もあり、正月は大山・江ノ島・鎌倉代参、五月は日光代参、九月には鹿嶋・鹿取・息栖神社への代参の籤札を引かせる。これらは遊山を兼ねた代参であろう。本文中では糸屋文右衛門にも札を引かせるよう明記している。

【日待】

日待（蔭待ち）も正月・五月・九月に実施される。元禄六年の元本は特に日には定めておらず、「月頭程宜敷」としており、また享保期でも日柄は特に定まっていなかった。

江戸店の場合もこの「支配月々用集之事」では特に日には定まっていない。正月は一〇、一日頃、五月は月頭、九月は一〇日頃（面次第とされているが、寛政末期以後に書かれた店日誌「永聴記」⁽¹⁾をみると、正月は二三日、五月と九月は一日に定着しているようである。享保期の京本店では蔭待の正月と九月には浄瑠璃語りを呼んでいた。

日待にさいしては正知院から僧を招くが、この正知院とは浅草寺の子院の一つで正式には正智院と書く。吉田伸之、西坂靖史料紹介「宗感覺帳」（『三井文庫論叢』第二四号）の元禄三年「本店遣之定」に「正五九 日待浅草正知るん」と出ており、江戸本店との関係は古い。『東京都社寺備考』（島田筑波・河越青士編著 北光書房 昭和一九年九月発行）によると、正智院の護摩堂は「駿河町三井八郎右衛門建立」（但し建立された時代は不明である）と記されている。

【大般若】

五月朔日には諸社代参のほかやはり正智院から僧を招き、大般若経の転読が執行され他の店々からも聴聞客が招かれる。店の者は朝から全員が精進する。

【廟参】

寺社参詣とは異なるが、毎月六日、一三日に廟参がある。六日は家祖高利の命日（元禄七年五月六日没）、一三日はその妻寿讀の命日（元禄九年一〇月一三日没）である。三井家の墓所は京都の真如堂であるが、江戸は本所の真盛寺（のち杉並へ移転）とした。江戸の四店舗（本店、向店、一丁目店、両替店）で当番制にしたものと思われる。

【寄合】

「支配月々用集之事」では各月を三分して上旬・中旬・下旬に区切っており、正月と七月のような決算月は別として、大方は各旬の始めの日に惣寄合を開くので月三回、上旬、中旬の終わり一〇日、二〇日に内寄合を開くことになっている。惣寄合は勤番同苗、江戸本店、向店、一丁目店が合同で行なわれる。内寄合は月番の重役以下上座役まで出席する。正月と盆後は初寄合が済むと惣見世開きとなる（但し、この「支配月々用集」には七月の惣見世開きについての記載がない）。初寄合では役替が行なわれ、行事のさいの内番、出番を決める組割も行なわれる。組寄合は組頭以下の住込手代と子供

（丁稚）を縦三つのグループに分けたそのグループ毎の寄合である。

毎月一六日は月並寄合で、江戸在勤の主人と江戸三店（江戸本店、向店、一丁目店）および兩替店の名代役以上の重役が出席する。

他に三月と九月の中旬には、台所の下男（下男）の寄合、出入日雇仲間（仲間）の寄合も記されている。各種の寄合は合議の場であり、意志決定およびその通達の場合であった（中井信彦「三井家の経営―使用人制度とその運営―」（『社会経済史学』三一巻六号）参照）。しかしながら惣寄合が月に三回、内寄合が二回というのは実に実に実行されたわけではなさそうである。大元方作成の享保一八年正月の「家法式」（『三井事業史』資料篇一所収）には

家内寄合

惣寄合 毎月六日

差合ニ候ハ、十三日

内寄合 毎月廿一日

与寄合 月一度宛

と書かれている。なお内寄合の節は「内寄会式」が、組寄合の節は「組寄会式」が読み聞せられる。

【健康管理について】

気候の変わり目の二月初め、六月の土用前、八月初め、一

二月の寒前と年四回、二日間にわたり、全員に灸治が施される。また五月の入梅時、六月の土用には、やはり全員に「しつばらい」の薬が支給されるが、これは京都店と同じく漢方薬の正気散（正気散）のことであろう。六月は病人の多くなる月として、特に寝冷えの注意書のあることも元禄本と同じである。

【風呂】

風呂は二月一五日から各夜、四月一五日からは毎夜、八月一五日からまた各夜、一〇月一五日から毎夜になる。つまり春秋の気候の良い時期は一日置き、暑寒の時期は毎日入るということである。五月中旬には暑いので「風呂八ツ時より初め代り々々早く入候様」とあるから、日中から入れたらしい。客商売の江戸本店にしては意外のことである。風呂については元禄本には記述されていないが、享保一一年の賄方「永代帳」に京本店では五月中旬から七月一〇日時分までは風呂水を朝の間に入れておくと湯の沸きが早くなること、「火は八ツ半時分ニ仕掛け」「暮六ツ限ニ風呂相仕廻可申事」とあって、やはり暑い盛りにはさっさと入らせていたようである。ちなみに前述の重役の意見書である「存寄書」では、支配役は同役と一緒に食事を取ったり風呂に入るのではないよう、すなわち持場を空にしないようとの意見が示されている。

【御人入書】

支配役には毎月初めの頃「御人入書」を京都へ送る仕事

ある。この「御入書」というのは、実際に来店した客の人数を毎日付けておき、一ト月分ごとにとまとめて京都に送るのである。掛売りよりも現金売り商法に重点を置く越後屋にとって、店に足を運んでくれる客数の把握は大事である。江戸向店、一丁目店、大坂本店でも同様にしていたことである。⁽¹⁵⁾

【御為替方献上】

正月三日、八月朔日、一二月二八日の歳暮と、年に三回御為替仲間から幕府勘定所へ献上品を贈る。越後屋は御為替仲間ではなく、御為替仲間を利用する立場である。献上品については泉屋三右衛門に相談し、見分してもらうことになっている。泉屋三右衛門は住友家の手代で、江戸で両替業を営む⁽¹⁶⁾。駿河町向店西隣に居宅があり、御為替十人組であることから仲介役のようなことをしていたと思われる。なお八朔祝儀献上のさいは、三井家の御為替名前（次郎右衛門、元之助、三郎助）を持つ江戸勤番の同苗が幕府勘定所へ御目見に伺うことが恒例となっている。

その他改めて各月の行事をみてみよう。

【正月】

前述したように、献立定格ないし前格といった江戸本店の祝祭日と思われる行事は、正月は三ヶ日、四日の店卸、六日の年越（精進日）、七日七草（人日）およびその夜の福引、

一〇日か一日頃の日待（陰待ち）、一日の歳開き・売倍方見世開き、一四日（小正月の年越か）、一五日（小正月）、一九日蛭子講、と計一一日ばかりある。

一日の歳開きに伴い、この日から売倍方の初商となる。売倍方というのは通い帳商いのことで本町仲間のなどの同業者あるいは一般商人への掛売りをしている（『三井事業史』本篇一 一八〇ページ）。売倍方は享保一七年（一七三二）に掛け滞りが多い事を理由に縮少され、かわって室町通に面した東見世での仕立物の現金商いが重視されるようになった。「江戸支配勤集下書」はまだ売倍方の盛んであった時期の史料であろうと思われる。

売倍方が見世開きをしてから六、七日後の一七、八日頃から惣見世開きをすべし、ということになっているが、しかし一九日には朝より店内を上げての蛭子講があり、また二六日には両替店での椀飯振舞いの招待も受ける。こうしてみると、享保期の正月は販売店である江戸本店でも商売にあくせくしているようにはみられない。けれども江戸本店の日誌である「永聴記」（三井文庫所蔵史料 本一五二）享和元年（一八〇二）正月元日は「如吉例、従早天、東見世相開、商売初日出度相寿候処、長閑成天気にて御入賑々敷」、さらに二日には本見世も開き「御入益賑々敷」と書かれている。それ以前から元日早朝から見世を開けるのが恒例になっている⁽¹⁷⁾

ということである。

【二月】

先に述べたように、二月は二日、三日両夜にわたり、全員に灸治が施される。京都の店では「灸行」として奈良茶飯に豆腐汁を振舞う。

〈初午〉の日は定例の代参日とは別に、三囲稲荷と浅草観音に代参、特に三囲へは御神酒を持参、店においても御影を飾るといふものである。献立については記されていないが、『近世風俗史』（安貞漫稿）によると「三都ともに今日専ら小豆飯に辛し菜の味噌あへを調し供之食之」とあり、京本店でもそのようにしていたことから、江戸本店においても同様であったと思われる。

〈八日〉事始め¹⁸の日は、前出の『近世風俗史』によると、「江戸士民毎戸竿頭に籠を付裁つ」と江戸の町の家々が竿の先に箆籠をつけて屋上に立てるといふ風俗習慣があり、献立も「此日江戸毎戸御事汁と号て」芋、牛蒡、人参、豆腐、蒟蒻などに粒赤大豆を加へ、味噌汁を煮る従兄弟煮といふものを食したらしい。毎戸とあるから江戸本店でも御事汁が出されたものと思われる。なおこの慣習は一二月八日の事納めの日も同じである。

〈一〇日〉には全員に年褒美銀が支給される。

【三月】

三月は三日の節句、一日の花見が、献立前格とされる。

花見については元禄本、京本店でも三月の前書きに「花見障ヲ見合」とあるが、三月一日は、年々により花見の時期が異なる（例えば享保一五年の三月一日は現在の四月二七日、同一六年は四月一七日）ので、実際は花見の日程がずれることになる。あくまでも目安の日程¹⁹ということになる。

【五月】

陰暦の五月上旬は梅雨時である。元禄本、京本店の五月上旬の前書きには「身二雨湿を不請様ニ補養可申事」と身体の健康面について書かれているが、江戸店本では「雨湿を受けさるよう」とは「代物屋入出来不申様ニ気を付可申」と、健康面ではなく、商品に斑点などを付けないように注意を呼びかけている点²⁰が異なっている。中旬の天気を選んで商品の土用干しをする。

〈五日〉京本店では享保一年の「賄方永代帳」によると、端午の節句前日の「四日は菖蒲艾所々へ飾可申事」とある。江戸本店は斎藤月岑『東都歳時記』にあるように、「家々軒端に菖蒲蓬をふく」としたのであろうか。

【六月】

〈土用の入〉土用の入は薬と献立定格とあるから、平日とは違う料理が出るということである。薬というのは京本店で用いられているものを参考にとすると、小豆・にんにく・薬粉²¹の

三種を水で吞ませるといふものである。

〈七日〉は京本店は祇園会で昼から半日休、一四日は休日となるが、江戸本店でも七日の夜を祇園会にあやかって休夜とした。

〈二一日〉は船遊山で、献立もある。京本店の涼休息に該当しよう。

〈二五日〉山王祭礼が隔年ごとにある。祭礼のある年は子供（丁稚）が交代で見物に行くことが出来る。この日も献立は決まっている。京都の祇園会に相当する祭である。

【七月】

〈七夕〉斎藤月岑『東都歳時記』には、「七夕御祝儀（中略）

今夜貴賤供物をつらねて、二星に供し、詩歌をさぐ。家々冷素麵を饗す」と記述されている。七夕に素麵が付物であったとみえ、京本店でも昼飯は素麵で、夜は一汁二菜の節句料理が出た。七夕は節句といつても休日とせず、江戸では店々、重役の家に一人が礼に出るだけで済まし、三月・五月・九月の節句前を目標とした集金も義務付けられていなかったようである。

〈二五日、一六日〉両日は盆休日であり、内番役以外は他出できるが、正月と同じく藪入りではなく、夕食は皆店に戻って定格の献立を食した。盆の前には精霊棚に祖先の位牌と共に、野菜果物など供え物が飾られ、棚経の準備がなされる。

〈二七日〉に正月四日の店卸と同様、朝は七ツ半起き（五時）で店卸と夏冬物の付立が行われ、それが済むと料理が出る。〈二二、三日頃〉営業開始はやはり正月と同様売倍方の見世開きから始まるが、本文では「見合」開店とするなど、鷹揚さがみられる。前にも述べたが、売倍方は享保一七年から縮少され、いつの頃か盆にも東見世を開けるようになった。

【八月】

〈八朔〉は休日であるため、献立料理が出る。『東都歳時記』によると八朔祝儀は「貴賤佳節を祝す 今日を田實といひて、往古よりの佳節とすれども、東都にては、わけて祝すべき日なり」と、徳川家康が天正一八年八月一日に初めて江戸に入った日でもあり、とりわけ江戸市民が祝うと記している。翌二日は朔日の内番だった者に休暇が与えられ、夜には灸

治が行われる。中登りの手代のための準備も整えられる。

〈二八日〉京都では御霊神事がある。本店系列の重役など大勢の客を招いて朝夕料理が振舞われるのだが、江戸本店においても御霊神事に合わせて朝は精進、夕は献立料理が出される。ちなみに京本店の料理とは、鱈・煮物・焼物である。

【九月】

九月は九日の重陽の節句と「工面次第第二相勤可申」という日待がある。両方とも「献立前格」である。

節句の日、『東都歳時記』に一般では「菊花酒を以節物と

す」とある。

〔二五日〕は神田明神の祭祀が隔年で行われ、江戸本店では子供（丁稚）も見物させる。山王祭祀が子寅辰午申戌に對し、神田明神は丑卯巳未酉亥となるため、毎年祭を樂しむことができるわけである。

【一〇月】

〔二九日〕蛭子講は江戸、京、大坂の三都本店でいつせいに開催される。当日は江戸勤番同苗や名代役の重役から酒盃を受ける。正月の蛭子講では組頭以上の役付手代が対象のように記されているが、一〇月の蛭子講では上座役までに書き改められている。それ以下の者は勝手方や給仕役を振り当てられる。翌二〇日は内番役以外は他出を認められているので、振替え休日のようなものであったろう。「永聴記」（三井文庫所蔵史料 本一五二）寛政九年以降では「蛭子講当年迎も仲間一統相休申候」とのみ記されている。江戸店本では夷子講は簡単に記されているが、夷子講は支配役の采配する年中行事としては重要な行事であった。前号「越後屋京本店の年中行事」を参照されたい。

【一二月】

〔八日〕吹子祭で稲荷へ代参人をたて、本店二階に飾り物をする。吹子は糰ふいこで、斎藤月岑著・朝倉治彦校注『東都歳時記』によれば、「糰フイコウツリ祭 稲荷を祭るの行事なり。世に火焼

といふ。鍛冶、鑄物師、飾師、白銀細工其餘吹革フエゴウの家にて、是をまつる。今日早旦に二階の窓より往還へ蜜柑を投る。」とあり、さらに校注の『江戸府内絵本風俗往来』には「当日は皆家業を休み、前日より家内の繕ひ、畳を敷き替へ、掃除奇麗に客を招く。稲荷神の宝前供物うづ高く、燈明かゞやき、近隣へは蜜柑、善部の配物丁寧になす」、「この業の家ある近辺は、児童等早天に起きて蜜柑を拾ひに趣く」と書かれている。越後屋本店は金銀箔を扱うこともあって、該当するのであろう。しかし当日家業を休んだかどうか、蜜柑を投げたかどうかは不明である。「永聴記」の文政四年一月八日に三囲稲荷の火焼の記事が出ていることから、行事そのものは続いていたと思われる。

京都店ではこの日稲荷御火焼の献立として焼物と汁が振舞われているが、江戸店には献立は記されていない。

〔二五日〕に髪置祝い（現在の七五三に当たる）の行事があり、この「支配月々用集之事」では「髪置まへ商大旬」というように商売上大事な月としている。明和期以降では一年をとおして一二月の髪置の行事前、特に朔日から三日に掛けてが最も客人が多く、売上げにつながる商売上最大のイベントとなっているのである。髪置の当日は、祝日で「献立定格」となっており、普段とは異なる料理が出たものと推測される。京都店には見あたらない行事である。

【二月】

一二月も「商旬」の月である。正月・五月・九月に追加して二月一日には神明、三囲を始め諸社代参が行われる。二月の現金買物客は、明和期をみると一日平均八〇人以上²³である。

〈八日〉は事納の行事があり、二月八日の事始と同様の習俗が見られるようである。

寒前の灸治、寒の入は薬と献立料理が出されるのは、土用の時と同じである。京都では寒の入には「小豆餅用可申事」(賄方「永代帳」としている。

〈星祭〉星祭とはその年の星廻りに当たった者が厄祓いする節分の行事である。『日本国語大辞典』(小学館)には「密教で天変地異のないことや息災延命を祈って星を祭り供養する法。転変地異などには北斗供などを行ない、息災延命などには本命星および当年星をまつるもの」、また「厄年の人などが節分に神社に頼む祭」ともある。江戸本店が祈禱を依頼するところは浅草正智院である。

〈餅つき〉餅つきの日も献立定格である。京本店ではこの日善哉餅が振舞われ、菜の物が出されている。

(1) 三井文庫所蔵史料 本五四八―二。左に全文を掲げる。ただし、本文は加筆訂正の跡が入り組んでいるの

で、読みやすくするため修正して翻刻する。

〔表紙〕
「存入書」

武兵衛門
藤右衛門
五兵衛
太兵衛

一支配勤集録当時喰違候事夫々張紙致候間、御相談之上可然御覽可被成候、扱右勤集帳へ書加へ可然哉二奉存候品左二相記申候、是又御相談可被成候

一 毎月十七日支配限勤集録を以內寄会相勤、翌月之用事其外熟談可有之事

一 商用其外用向御勤番様へ御窺申上候儀有之節、手前店二御修字被成御座候御同苗様方御若年二御座候共、委細申上、其上二而御勤番様へ申上候様相心得可申事

一 同役朝夕給物并湯風呂入り候節迎も、一所二入り不申、昼夜とも中柱其外役所明ケ不申様心掛ケ可有之事

但し支配役入り最初ハ別而諸事心掛ケ専用二候、縦令朝夕給候共安座抔致候類、其外下へ之挨拶旁思慮可有之事

一 多人数二候へ者生得ニよつて甲乙有之事、然者其人を見立、役割等申渡候へ者諸用弁し、其身之相続彼是益有之事、同役熟談之上右之心を以役割致候事専要二候

一 店用其外参会等二候共、五節旬其外重も立候日遊興所抔へ罷越候義思慮可有之候

与頭之内

但し休日并参会等之節たりとも外役人之内致同道候ハ、同し者同道不仕様ニ心掛ケ可有之事、ケ様之筋より役人之心得違出来申物ニ候間、能々思慮可被致候

一支配之儀者役柄重ク候故、主人始老分^ニ之者よりも何角用捨之心有之、自然と氣たるみ、諸事ニ心得違出来申間物ニ而も無之候、重キ役柄之儀ニ候へ者至極相慎可被申事、但シ重キ役柄之義ニ候へハ依怙^レ肩^レ負^レ無^レ之様ニ相慎可申事

(貼紙)
一少之働キを用褒美其外立身等申付候義有之物ニ候、呉々思慮可有之候、其者之志シ旁下^ニ之者能存、少々益ニ而右之通褒美等申渡候へハ却而外之者上^ニ之利之蓄^レキを恨、其者之身為にも相成不申、彼是前後相考可被申事

(貼紙)
一京都勢州より子供下り候節右両所ニ而年数勤下り候者、江戸ニ是迄相勤候者より順ヲ上ケ候儀、是迄粗有之候、譬ハ兩地より申来候共、恚ケ年相勤させ候上弥勤柄宜候ハ、順ヲ上可申候、勤柄不勝候ハ、其通ニ差置可申候、先ハ半元服、本元服為致候節至極吟味之上、勤柄宜物取上ケ元服為致可申候

一勘定場其外諸役所、諸帳面悉一覽之上吞込不申候而者役所々へ之下知届き不申候間、支配役入り早速ニ是第一ニ

心掛ケ可被申事

但し先規より定式目是以一々一覽致候而、多年

心ニ式目之家法吞込政道致候へハ、自然と店

治り方宜人ニ惡念も氣さし不申道理、能々相

心得可被申事

一定式ニ相記候通、支配当役ハ惣手代之心鏡、然者身持其外諸事下^ニ之者納得いたし候様心掛ケ專要ニ候、勿論上ミを学下^ニ之義ニ候得者、衣類等躰様左之通ニ心懸ケ可被申事

一絹綯綿入

一同裕

一同袷入羽織

一同袷羽織

一袴類

一单羽織

一帷子

一薄羽織

一脇指

一下ケ物

右之通たしなミ衣類所持被致事の欠申義有之間敷候、尤各々右之建方ニ被致候へハ、其心を以組頭以下惣中へ申渡候時ハ自然と納得致かうとうニ相成申道理、大辻末ニ

而財布尻宜相成申事ニ候へ者、弥右之建方ニ相違不申様示合可被申候

一前以家法申渡通、勤仕候内家財道具其外是等之類少之品たるとも一切相求候義可為無用事

一御公辺御触其外諸事嚴重相守可被申事

但し万一御公辺之儀出来候時ハ、仮初之儀ニ而モ惣宿持相招キ及熟談、其上ニ而御勤番様方へ御耳ニ達候様、心掛ケ可被申候、必内証ニ而御公辺之義取誘被申間敷候、且御役屋敷并与力衆御用向調進致候御方へ者不断別而氣を入レ承候者、間違相出来不申様呉々入念可被申渡事

一御德意帳毎月無懈怠相改、御用向無數敷又者久々御出無之抔委細承り之者面談之上、德意帳へ相記候御方毎迄も、不相替御用相弁し候様ニ呉々入念可被申候

附リ 巳ノ年より相建候通御德意御屋敷并町方共半季く、売高無懈怠相記、勿論承り之当役之名相記置、後役之者ニ相成売高減少致候ハ、如何之訳面談致、売高減少不申様掛ケ引專要ニ候

一支配心懸第一之儀ハ、組頭以下惣中子供ニ至迄商用私用申出候節、前後疾与聞届、其上ニ而否之返答可有之事、其者之生得ニ而不申迪も事済候義操返し申者有之候、左様之節前後を聞入れ不申候へ者其者納得不致、重而能キ

事有之候而も不申出様ニ成行申物ニ候間、是等之所致思慮可被申事

但し人情ニ而人之能事も我か思ひ付之様二十人か九人迄ハ參るものニ候、大役相務候者は第一ニ慎、縦令下より能事申出届所ハ心添致し遣し、尚以

其者之働キニ為致候へハ其身之満足、か様之心を以人を遣へハ人又敬ふ之道理、能々思慮可被致事一夏冬諸代物之内句之はつれ候而も一切難相捌品粗有之候、於京都右之指操を以下し掛ケ候得共、万品之義故延引之義も可有之哉、然者右之類一ヶ月も前広より自江戸も通達有之様裂敷掛引有之候へ者、京都仕入方油断無之、旁以大益有之事、呉々其心かけ專要ニ候

(2) 「内寄会式添書名目役人判形帳」(三井文庫所蔵史料 統一三九)、および『三井事業史』資料篇一解題による。

(3) 三井文庫所蔵史料 本一一四八二。史料目録の作成年代は元禄一六年とされるが、加筆訂正の跡が江戸店本と同じであることから、やはり享保期のものと思われる。

(4) 三井家編纂室編『店々役人名鑑』より。

(5) 西坂靖「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」(『三井文庫論叢』第三三号)。

なお享保二〇年で売場は五カ所(本一・二・三、本四・五、中一・二、中三・四・五、中六・七・八)、帯店、奥帳場、中帳場、屋敷方、東見世となっている〔厚勤録控帳〕三井文庫所蔵史料 別一二九。店の内部は付図を参照されたい。

(6) 「永聴記」(三井文庫所蔵史料 本一五二)文化四年九月二日「今日より惣容休足芝居為見物差遣申候」とか、文化五年一月二〇日に「顔見世休足今日より差遣申候」という記述がみえる。

(7) 「越後屋京本店の年中行事」(『三井文庫論叢』第三九号)参照。

(8) 「永聴記」(三井文庫所蔵史料 本一五二)文化五年八月二五日に類焼後の東見世普請上棟式の日に支配役一人、役人二人の代参箇所として室町の福徳稻荷明神、元三大師、神田明神、茅場町天神(亀戸)、深川八幡宮、慶光院、大神宮(神明社)、愛宕山、三囲山、秋葉と記載されている。

(9) 糸屋文右衛門は江戸本店が本町に店を構えていた頃(天和三年以前)、本町二丁目店の隣店十文字屋六兵衛の後継者で浅井姓を名乗り元禄期に本店から資金を借りて糸見世を営み、越後屋を称していた。享保一一年(二七二六)に江戸本店では町並を整えようと室町通

角にあった堺屋を他所に移し、店を普請して糸屋文右衛門の糸見世とし、同時に南側の室町東角にも羽織屋卯兵衛を住まわせて室町の両側角より「越後屋」の暖簾を掛けさせる計画を立てた。このとき看板は「前々より世上二而ハ大越後屋トとなへ申候間不苦存候ゆへ」、「大越後屋」にしようとしたが、京本店の重役から、自分から「大」の字を付けることに対する不見識と、同じ屋号で軒続きの糸屋文右衛門店の売物値段が万一高値の場合、店の評判を貶めることになるとして、糸屋ではなく仕立屋卯兵衛を角店に持ってきて越後屋と付けることをよしとし、糸屋文右衛門は通りの南側とした(『会日落着帳』三井文庫所蔵史料 別二六五)。なお『三井事業史』資料篇一の解題に糸屋文右衛門が安永九年に本町二丁目から移ったように書かれているのは間違である。その後糸屋は経営不振に陥り、享保一四年江戸本店組頭の三宅五兵衛が勤務のまま糸屋を継いで元文三年に浅井文右衛門を名乗るも、持ちこたえられず、安永九年に三井が引取り、本店の直営店の江戸糸見世として天明元年二月に越後屋喜左衛門の名で見世開きをした。この間に至る諸事情を伝える糸見世一件関係多数あるが、ここでは割愛する。

(10) 宝暦一二年の段階では正・五月は一三日、九月は一

一日となっている（「越後屋京本店の年中行事」〔三井文庫論叢〕第三九号）。

〔11〕三井文庫所蔵史料 本一五二。

〔12〕「賄方永代帳」（三井文庫所蔵史料 本一五二）六月に「極暑二候へハ保養ニ正気散大釜ニ而煮させ、惣用給させ可申事」とある。

〔13〕三井文庫所蔵史料 本一五五。

〔14〕「從天保四年至安政二年四店御人入控」（三井文庫所蔵史料 本一〇〇）をみると、江戸本店は正月元日、二日と盆の一五、一六日が空欄になっているが、それ以外の欄は全部客数が書き込まれている。しかし実際にはこの四日間にも東見世（角店）は開けていることが「永聴記」（三井文庫所蔵史料 本一二五）によって判る。向店、芝口店には一二ヶ月空欄がない。つまり年中無休である。

なお延享二年（一七四五）四月の京本店の控に客入の状況を知らせる表現がある。

一、ツサシ人 無甲斐

一、カエシ人 相応賑々鋪

一、チウシ人 賑々敷

一、舟人位 益賑々鋪

一、舟シ人以上 御群集

一、舟サシ人位 大御群集

ゞ但し文言

御人入無甲斐候へ共実入宜

御人入宜ク候へ共実入不宜候

〔15〕「江戸表示合本状通達御人入り控」（三井文庫所蔵史料 別六四六―八）。

〔16〕住友家三代友信の時代分家の泉屋平兵衛が大阪で、手代の泉屋三右衛門が江戸でそれぞれ両替業を営んだ『住友銀行八十年史』昭和五四年一二月発行）。

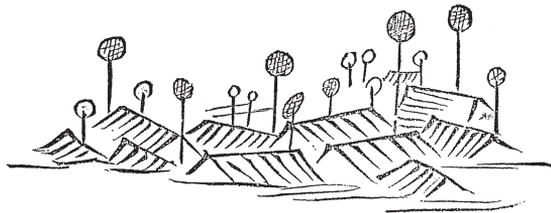
〔17〕西坂靖「京本店元々市川長三郎奉公履歴」（『三井文庫論叢』三九号一七八ページ）。休日など手代・子供が外出のさい、三つにグループを分け、うち二つのグループが外出、一グループが内番役に当たるといふもの。

〔18〕明和三年（一七六六）一月には尾張町の恵美須屋開店とともに一丁目店が芝口に引越し開店して大繁盛し、江戸三店では、正月三ヶ日や月々の祝儀日を作つて、現金買物の客に扇子や煙草入れなどを進呈するという客を取り込む工夫がなされた。芝口店の開店景気に乗じて一緒に評判を取ろうとしたものである（証無番状之留）三井文庫所蔵史料 別八七四）。明和元年（一七六四）以降の正月の前売り客の人数と日数を比べてみると、客人数は四年から明らかに増えている。

るし、開業日数も同様である。東見世の前売り高も明和四年から増えている（『江戸目録吟味寄』三井文庫所蔵史料 本八三七、本八三八）ことからみて、この頃から元日に店を開けるようになったかと推測される。

(18) 『東都歳時記』（斎藤月岑、朝倉治彦校注）ではこの日を

「正月事納め、家々箆目籠を竿の先に付て屋上に立る（或は事始めといふ）」とあり、どちらともいうらしい。校注によれば、「事納め」とは祭事のものいみの意。籠を立てるのは、神を招きおろすためであろう。このことを正月と解して、



事始め 竿頭に籠を捧く図
『近世風俗史』（守貞漫稿）より

十二月八日を事始、二月八日を事納とする考えが導かれ、一年のこの初とすれば二月八日が事始となる」ということである。

(19) 京本店では四月中旬に花見の代わりの休息が与えられたが、元禄、享保期の「支配月用集」の書かれた段階では花見が行事として実さいに行なわれたと思われる。「越後屋京本店の年中行事」（『三井文庫論叢』第三九号、二〇〇五年）参照。

(20) 「星」について以下のような話がある。「代物は何れも土蔵の中に入れて置きましたが、空気の流通の悪い為めニ梅雨中などは無地物特に甲斐絹類などニは星が出て困つたものであります品物を痛めずニ保存することニは苦心したものであります」（明治四四年十月間書「三越呉服店藤村喜七氏談話要領」（三井文庫所蔵史料 特三九七―四）。

(21) 享保一一年賄方「永代帳」三井文庫所蔵史料 本一五五一。なお「越後屋京本店の年中行事」（『三井文庫論叢』三九号）の土用の解説中に薬粉を茶粉としたのは誤りである。

(22) 時代は下るが、店日誌である「永聴記」（三井文庫所蔵史料 本一五二）によると、文化三年（一八〇六）三月四日本店が類焼し、文化五年十一月朔日にま

ず東見世が本普請完成して見世開きとなった。この時客は「御群衆」で前夜九ツ時より表口より詰めかけたので、やむを得ず朝七ツ時に潜り戸より入れたところ、最大八五〇人から九〇〇人あまりの混雑となった。八時に表通にお断りの札を出したが、台所口からも入ってきた、という嬉しい悲鳴を記している。翌年本見世も一月朔日に店開きし、やはり早天より「御人入賑々敷」四つ半時より大群衆となり、六〇〇人位入ったとある。新築開店でもあり、髪置の祝儀の品を当て込んだ大廉売目当ての客が多いのである。その後も一月朔日だけの客入をみても以下のとおりである

〔永聴記〕三井文庫所蔵史料 本一五二。

文化七年 一五〇〇人位

文化八年 四〇〇人位

文化九年 六〇〇人位

文化一〇年 四一〇人

文化一一年 四五〇〇人

文化一二年 三〇〇〇人

文化一三年 七〇〇〇人

なお、明和四年には芝口店と尾張町の蛭子屋が、また、天保一一年の大坂本店でも一月朔日に開店しており、多くの客を集めているのも髪置の祝いと絡めた

タイミングと思われる。

(23)

「明和元年申歳正月より店々人入見合書帳」(三井文庫所蔵史料 本八九九)。明和元年〜同六年一二月

(閏月除く)の本店・角店(東見世)・役所(切店、帯店等)の客の総人数を一二月の稼働日数で除したものである。

なお前掲「永聴記」寛政一〇年一二月晦日の記事に「例之通一昨夜より東見世相ひらき、夜商致候所、御人入賑々敷難有奉存候」と年末も開業して賑っていた様が記されている。(樋口知子)

凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者(は、江、与、而は漢字のまま小さくして用いた。
- 一、読みやすくするため、適宜読点を加えた。
- 一、抹消された文字には左傍に々を付けた。
- 一、闕字による字間あけは行なわなかった。

支配勤集

一 預支配役輩前々格ヲ以雖相勤来、新役承刻当分初々敷失念之族可有之歟、此度相改、支配役之肝要有増此書ニ記し置也、新役之輩は、此書之趣古役之者ニ承、得心仕支配相勤可申事、猶宜品此書ニ記置、後学に罷也候様ニ可仕候、依之号支配勤集者也

一 支配勤表之事

一 支配勤裏之事

一 支配勤肝要之事

一 支配月々用集之事

一 支配承記之事

支配勤表之事

* 一 商用一切之差操日夜朝暮氣を付可申事、就中入札物不時御召類杯申来候ハ、何も立会評議之上不念無之様ニ可致事、又売物帰り買杯多候ハ、若手前売物高直無之候哉余店代物取寄せ見合可申事

* 一 京都本状支配人月替致役目可令毎夜通達候、用事弁シ商之はまりにも罷成候事

* 一 土蔵ニ有之候売物不捌候而重りもの無之候哉、毎月付立之外折々氣を付可申事

* 一 京都より仕下シ候諸品代物会所役人立会善惡致評儀、時々京都江通達可申事、然共銘々氣々により唯難くせを申、折角思ひ付下シ候物もけなし申族有之事ニ候、其品下り候而不宜品留遣候儀ハ至極吟味之上也、又出来下り候物は其者少々不入心候共先面白杯と売手之面々へ為申聞候得ハ、其心ニ而先様へも勸申候故能捌候事粗有之候、此儀心得可有事

* 一 遠国より注文を以被仰下候儀ハ、手前正道ニ思召候故也、一 入念を入不都合無之様ニ致し遣し可申候、就中染物杯に詔參候ハ、下地ニ而地取等可致吟味候、染候上風与不出来ニ而ハ先様不吟味ニ思召、又ハ不存寄かたけものも出来申事、此儀兼々可申渡事也

* 一 夏物類ハ其年限ニ而さつはりと売仕廻候様ニ相心得可申事、持越ニ相成候而ハ日間之歩損又ハ手目入ニ成、旁隼ニ二三割方も内損有之候、折角商致し候様ニ存居申候而も、残物之所ニ而引戻され申候、夏物商ハ切々付立等相改、此差操

肝要之事

* 一夏物類ハ不申及、冬物逆も匂々之はやりもの内の有無数候ハ、毎夜見世帳くり候而歸りもの取ニ可遣事

(白紙三丁半)

支配勤裏之事

一常に仏神を信シ、家内凶事出来不申候様是を慎可申事、何事ニ限らず円ク相誘申儀、是支配人第一之專要也

一二期目録春ハ三月、秋ハ九月節句後早々仕立可申事、尤目録春秋早々仕立候様二期際前諸役所随分売ニ付させ、勿論符帳等も前仕寄せ置候様ニ、兼而工面可申渡事

一何事によらず支配人一致に水魚之思ひをなし、別心なく申合、仮初之事ニ而も立会相談之上誘事、是則円ク成ル之元なり、尅人之支配人申付置候事、相役之支配人不存義有之候得而ハ、下々迄之思ひ入不都合、殊ニ其品軽々敷、畢竟凶事之基也、中々可有心得事、并何方へ致他出候共、尅人ハ是非ニ店を離申間鋪候、大切成致誘を事疎ニ存間敷候、勿論其身不行儀又ハ他出等心儘ニいたし候へハ、下手代之善悪難申付もの也、此旨万事同前可有思案事

一風俗悪敷手代隙取せ候ハ、至極之道理ニても、先其分ニ而氣を付居申迄之事粗有之候、必其もの大事を仕出し申候

間、左様之者ハ何とそ心も直り候様ニ、切々異見を加へ道理を為申聞、真之人間ニ成申様ニいたす事、是支配人之役目也、悪人と見請地獄へ落し申事仏之教にてハ無之候、風俗悪敷手代も、善人に成申様ニ得度致させ候得ハ、人間尅人相統之慈悲也、是ニハ口伝有之候、然共極メテ悪性者猶予致シ差置候事、大キ成凶事之基也、可有心へ候事

一新参手代、子共勝手ニ不合ものを二ヶ月三ヶ月差置、馴染掛ケ、彼是申内に物際ニも成、隙出シ申事氣毒存ル族有之事ニ候、廿日程之内見届、有無之任案早ク致相談申事極テ能候也、勿論召抱候ニ相極メ候ハ、早々請状取申へき事

* 但他国者ニ而候共、両請人尅人ハ是非地廻り之内ニ而取置可申事、風与病氣旁之節遠方計ニ而は不勝手之事、夫共当地ニ而埒明不申候ハ、親類知音ニても帳面ニ控置可申事

一手代、子供に限らず、仮初之儀をも口論之様ニ申族有之もの也、是ハ傍輩付悪敷者と心得、異見を加へ可申候、若不入聞入義重々ニ及び候ハ、相談之上暇出シ可申事

但何事ニよらず手代へ為申聞候義ハ、蜜成所へ呼寄、神妙ニ可申渡事

一家内格式之儀、少も混乱致さる様ニ可申付事、然共雖為新参之手代三十歳過候者ハ、若輩之身として軽メ申間敷事、

就中誰ニ限らず惣傍輩常々言葉美敷申事、外之目より見事
ニ候事、人々可有心得候、此段常ニ為申聞可然事共也
一若キ者、子供等ニ自墜落成事仕出し、家さだち申族粗有之
候、凶事之元也、此儀出来不申様ニ氣を付可申事、其子供
必雜落者ニ成、元服致し候而も大悪性者ニ成物なり、此旨
至極可有心得事
一手代、子供善悪、毎月内寄会之節可申出事、并子供精出し
候者役を替、競有之様ニ可申付事、勿論元服ハ二季ニ可申
付事
一手代、子供少之病氣ニ候共、日夜氣を付可申事、就中宿元
杯ニ而為致養生候ハ、其者年数又ハ勤之柄次第ニ氣を付
可申事
一 台所向之事、当分目ニ掛り申事ニ而も其分ニ見置、小遣役
を蜜ニ呼寄急度可申渡事、子細ハ下男杯ニ、理ニ而計為申
聞候而ハ不參ものに候、常々言葉和二召仕、折ニ触少之鳥
目杯をとらせ申様成義、結句かい廻り申候、是ニハ品々可
有心得事也
一 諸証文并一切之請狀其外大切成書物等定之箱ニ相納、毎夜
支配人枕元ニ指置、火事之節ハ為持可退事、右之外諸帳面
ハ其役人牽領仕可退事
一手代小遣定之外遣越ハ貸帳へ出シ、判形取置可申事、其外
一切出シ捨等、金銀手形帳江判形取申事、尤右手代小遣過、

半季く相改、其者格外ニ遣申候ハ、不念ニ可申渡事
一月兩度宛内寄会仕、此勤集誦候而當用拔たる義無之哉吟味
可申事、勿論其度々手代善悪并新参手代・子供請狀旁相濟
不申分ハ早速相究可申候

*
一手代、子供召抱候儀先規之通、京伊勢ニ而為抱可申事、江
戸抱向後堅ク可致無用候、夫共宿持旁由緒有之者召抱候
様頼来候ハ、元ノ名代へ相談之上可為格別事、然共大辻
之所、関東出ハ無用之筋ニ相心得可申事

一 神社仏寺初尾祝儀音物等、前々より致来候ハ各別、新規ニ
筋付申事堅無用之事、別而永代事杯ハ猶更堅無用之事

*
一 火事之義ハ式目其外ニも出し有之候へとも、近年土蔵造故
心たるみ申事も可有之候哉、大家之事ニ候へハそこく迄
火の防方無心元候間、隣家迄焼失候而も手前防候心かけ
精々可有心得事、不心懸ニテハ土蔵造却而無覺束候、勿論
何時を不知事也、常々不心得ニ居候而ハ難濟候間、土蔵、
穴蔵、土砂其外備毎日氣を付居可申事、是支配人之肝要之
第一也

一手前義元祖御建ニ子々孫々ニ至迄、金銀貸方ニおいて大名、
高家を相手ニ取捌仕事、堅仲間敷之遺書也

*
一 店繁昌ニ随ひ自然と多人数ニ罷成候、老人ふやし候へハ老

ケ年ニハ凡小志貫目程ニ付申候、かいまハリさる事ニ候ハ、格別之事、ふやしかけ候得而減し申義ハ致かたく候、勿論財布尻も合不申人数立よりも商高いたし候仕方上手之芸、是等之趣別而可有心得事

*
一如此手広く相成候上ハ所々ぐりぐり治方氣を付申事肝要也、前に格式有之候通、其役所ニ候之箇ニ忝人宛面たる役人付置、帳面等為致吟味可申事、尤諸役所切手益念を入させ可申候、勿論右切手有之候而も、使ニ而差遣し候品折々氣を付相改見可申候、第一是等之筋より氣を付候へハ、悪筋之儀者相知申事ニ候間、可有思慮事

*
一店々より金銀当座時貸時（マツ）共ニ互ニ其店より押切判并支配人連名之印形証文を以取引致へく候、縦暫之儀ニても証文なしに取引一切仕間敷事

（白紙二丁半）

支配勤肝要之事

一金銀は仏神を奉拜ことく尊遣ふ時は無仕落身躰能持、分限ニ相成由、是尤道理なり、疎略ニ取扱ふ時は、必元を失ふと有、然は少し之御買手衆ニ而も大切ニ可奉存事なり、縦自分之小遣一錢之儀ニ而も、右之心ニ取扱ふ時ハ、妙慮ニも叶申道理也

一縦町人たりとも、家之頭人に成ものハ品々可有心得事、人八十之内六ツ能四ツ悪敷分ハ上と立可申候、五ツニ参ものハ中也、六ツ悪敷を下と見可申哉、然共召仕様ニより儘ニ上之方へ可参候、又九ツ能壹ツ悪敷者ハ少も油断仕間敷事、必大事出来仕もの也

一支配人我身ニも一尺之難有之哉内端ニ計存、人之一寸を不申付時は、我身之壹尺猶長ク成候、申付候時は九寸ニ成申道理可有心得事、勿論支配人ハ一寸も難なき筈、其目鑑ニ而承役目也

一後世を願浄土へ行者誰も願望之一也、其ことく奉公人勤方永ク取、二十年余誠を旨として、一心家業にはまり、無余念勤もの必立身を仕、家之主と成事目前遠にあらず、奉公人たるへきもの可有心得事

一台所向致始末事、身躰持之元第一也、尤手代数多召仕候家ハ品により大様ニ見申事、繁昌之理有、口伝之事

一酒ハ百病之長たりと心得、惣手代へ大酒を忌へし

一一百歳之童十歳之翁と申事有之由、奉公人年数計古ク、上へ立童之業成手代、首尾能暇を為取可申候、其儘ニ而差置候時は十歳之翁ニ支申也、右百歳之童己ヲ不弁候ニ付、十歳之翁を取立候得ハ、却而家之障ニ成申事、依之さのミ難無之前ニ、暇を遣し申道理也

一法を元とし利は跡也、家内支配人之支配にあらず惣手代之

支配也、別而名目役人規模ヲ立可申付也^{義ハ}方に応へし、古語

ニ不知を不知とせよ、是則知ル也

一商人ハ善人かた気成もの必金もふけ不致もの、又悪人かた
氣に參もの其身を失ふ道理、可有心得事

一人々最初古郷より奉公ニ罷出候節之心ハ二十年余不離候
ハ、誰歟仕落致し候者有間敷候得共、年数を相勤に随ひ
衣食行作却而氣に起^{おこ}り出、其元を忘るゝ者多く、不忠不幸
之筋と可知、此儀を慎、いにしへを不忘諸事実跡ニ仕候
ハ、妙慮ニも相叶可申候、主人之大ひ成を学ふ心より己
を不弁誤り多き事、又手代元服前後より廿四五歳まで之内、
或ハ勤に屈宅又ハ立身を遠ク存ル心不定不行跡成もの、右
年来仕落いたす也、是ヲ引メ召仕ふ時ハ本筋出候様ニ罷成
事、此等之趣支配人自分之慎、手代へ之心配等專要之事

(白紙五丁)

月番支配人用事

- 一 正月より極月迄用事有増記置候、いつれも知たる義と申
なから品多キ事ニ候得ハ、失念等無之様如此認置候
- 一 月々用向宜品其所へ書乗置、跡々心得ニ相成候様ニ致へ
く事

以上

正月上旬

一年始大切成月也、仏神を可信者也、此月人々心ゆるみ諸事
延引申事ニ候、一ヶ年謀事陽春ニ有ト申事能々心得、たる
ミ不申様ニ可申付事

一元朝 献立定格

神明へ代參 麻上下着

御初尾賄方永書ニ有 并扇子一箱

諸方代參、何も十二燈

八幡、神田明神、天神、愛宕、山王

稻荷、秋葉、観音、目黒、大師

勘定所仕舞候節、前売帳、見世帳、勘定所へ出し置可

申事

三ヶ日内役張紙并他出刻限法度書張せ可申事

二二日 献立定格

万歳来ル、早速盃出し、舞濟候而祝義出入、委細賄方

永書ニ有

明三日御為替仲ヶ間年頭御献上之品白台取揃、主中様
方并泉屋三右衛門様へ御見分を請、明朝持參之役人可
申付置事

店々并町内其外出入御医者、諸職人へ年頭之礼割合支
配人相勤可申候

京・伊勢・大坂店々、其外所々年頭状、店本状巻番ニ

祝儀計相認為差登可申事

一三日 献立定格

大師へ代参、護摩差上申候

護摩料賄方永書ニ有

明四日付立店卸諸道具入用之分吟味為致置可申候、勿論四日朝飯後台所計煤はき致させ候へハ、向側不残兩隣為斷置可申事

為御替仲ケ間御献上首尾能相納候而、泉屋三右衛門様へ老人御礼ニ参、一兩日中ニ見合看可差遣事

一四日 献立定格

惣用七ツ半より起、簞笥出し子穴藏より出させ可申候、冬もの、夏もの共ニ付立致させ、清書一兩日中為差登、勿論有無数品急物ニ而可申遣候、尤付立清書相濟候ハ、代もの本札付させ可申候

付立過候而店卸役付張紙為致可申候

京都より之相庭付打寄一覽之上直打之思入示合可申事

旧冬残金委細ニ致吟味、金積相改候而正月分為替積可申遣事、尤極月分売出し相見得去秋分為替送り不足ニも相見得候ハ、年玉為替可申遣事、尤残金有之分ハ早速手拔無之様ニ催促為致可申事

売場中年頭礼之分夕方吟味致し、中帳場礼役之者へ方角割付相渡し、不残松ノ内ニ相仕廻候様ニ可申渡候、

尤三ケ日礼帳相改返礼可致方有之候ハ、右之代礼之者

へ可申付事

一五日

早朝より直打ニ懸り可申候、尤直打済候折、代物掛法旁売場諸役所へ可申渡事

店卸之内為見廻音物来候分日々到来帳改メ、逢候節夫々一礼可申事

一六日 朝精進、夕献立定格

廟参当番二候ハ、店々より包銭集、参詣可致事

夕方表松かさり并台所向しめかさり仕廻せ可申候、見世之分しめなわ十五日迄差置可申事

一七日 献立定格

夜惣用福引為致候、代物金高切符銘々方ニ控有

一九日

元方相庭付当番二候ハ、致吟味相認、元方へ差出し可申事

一十日頃迄ニ直打相仕廻可申候

一十日、十一日頃 日待相勤可申候、尤当日朝正知院へ手紙相認、日待料為持遣し可申候、日待料賄方永書ニ有

日待前日手紙認置、店々其外前格控帳ニ合、当日朝可申遣候、尤不時之客一切呼せ申間敷事、献立前格を以相改置可申事

一 落合代々講懸金賄方より集させ可申候、尤割合賄方永書二有

一 土蔵用心土穴蔵砂并砂ふた改させ可申事

正月中旬

一 十一日 蔵開 献立定格

今日より売倍方見世開可致商初候

一 十三日

廟參当番二候ハ、參詣可致事

一 店卸直打仕廻候ハ、見合兩夜内寄会相勤、役付旁相改十六七日頃初寄会相勤可申候、尤本役付、加役付、組割印形取可申事并御殿勤之者役替改候ハ、御殿勤方建帳、神文書帳面為読聞印形取可申候

一 此節見合役人中寺參致させ可申候、尤包銀委細賄方永書二有之

一 十四日 献立定格

一 十五日 献立定格

神田明神江代參致させ可申候、初尾賄方永書二有

一 十四五日頃旧冬残金相改、夷講前取立候様可申渡事

一 此節見合見世煤はき為致可申候、尤向側隣へ断可申事

一 廿廿六日頃二兩替店二而腕飯有之、其上当月は店卸旁二而店々諸用十六日 当月腕飯振前有廿五、六日頃有之候ゆへ店々寄会無

繁有之ニ付月並十六日御寄会無之候

一 十七日

夷講献立相改、御客賄方控帳を以相改、廻状、手紙相認置、十八日朝廻し可申候事

一 初寄会相済次第、十七八日頃より惣見世開可申候、尤新荷物覆物等見世奥之方ニて致させ可申候

付り

初寄会是非夷講前ニ相勤候様元朝より心懸可申事、初寄会延引候而ハ諸役所商減少、売場迎も徳居方之商減少申事二候

一 十八日

浅草觀音并地内秋葉へ代參為致可申候、何も十式燈、但此節三廻へ廿二日御湯花差上候日限申可遣事

夷講勝手方并給仕人等役付致し置可申候、并家具其外改させ可申候

一 十九日

朝飯之上御在江之主中様、名代中より支配人、組頭迄御盃致頂戴候

(白紙二丁半)

正月下旬

一廿一日

今日より夷講之代り三日程之内ニ出仕廻可申候

付立前諸帳場色付之事可申渡候

出入日雇仲ケ間寄会致させ可申候、尤正月計賄方役人

立会、式目読聞せ可申候

一廿二日

稲荷へ御湯花差上ル、勿論料物店々割合委細賄方永書

ニ有、前日店々并宮下加右衛門方へ為相知可申候、尤

廿一日ニ相勤候節ハ廿二日ニ代参致させ可申候、但し

十二燈、稲荷御影一万度御祓二階ニ飾可申候、尤夜食

献立帳ニ有、尤大々講一所ニ候へハ、糸屋文右衛門在

江之節ハ呼可申候、跡ニ而大山、江ノ嶋、鎌倉代参之

札引せ可申候、初尾、路金旁代参帳ニ有、尤向店より

代参耆人有之同道致させ可申候

一阿蘭陀人へ被下物公家衆へ御進物御時服之義出入御役屋敷

之分前広より窺せ御注文受取候様ニ可致事

一退物之分売場諸役所へ為渡可申事

一此節工面次第町内代もの少々宛取寄、会所ニ而見合可致事

一工面次第中登可申渡候、勿論路金旁内建帳ニ有之候、尤

組々之与頭并銘々方役人、賄方役人呼寄、右人数并ニ初尾

仕着せ其外小遣ニ付候切符出立日限并立振前等可申渡事、

尤初登り之仕着せ小袖相渡し可申事

中登之者諸帳面出入時貸預目録当番之者銘々委細ニ聞
届置可申事

出立前日箱根手形定宿付銘々親元へ添状、京・伊勢へ

之添状、無番状相認、扱道中日限旁之控相認印形取、

尤頭分之者へ相渡し遣し可申候事

紀州領之者为差登候ハ、御屋敷御帳面消しニ遣し可申

事

一廿四日

愛宕へ代参致させ可申候、尤御百味料賄方永書ニ有

一観音講当番ニ候ハ、前広より日限相定、会料懸錢等店々よ

り講帳建之通取集置可申事

一組寄会段々ニ為相勤可申事

一廿五日

天神へ代参致させ可申候、尤御初尾賄方永書ニ有

一廿五六日頃 晦日前入高集方并旧冬残金承催促為致可申事

一廿六日頃 両替店ニ而碗飯振前有之候ハ、翌日皆々札ニ

可参事

一廿八日

目黒へ代参致させ可申事、尤護摩料賄方永書ニ有

一廿八九兩夜付立致させ可申候、尤小ノ月ハ廿七八日ニ致さ

せ可申候

右付立を以五月迄之売相考春改注文相認可申候、尤山

もの買方有之候ハ、早々申来候様ニ京都へ尋ニ遣し
可申候事

一廿九日 差引払為致可申事

一店帳割付相渡しゞさせ可申候、并符帳ゞせり立可申事

(白紙二丁)

二月上旬

一夏物類早下之事可申遣候、御交代御土産物ニ相捌候

一朔日

神明へ代参致させ可申事、十二燈

惣寄会相勤、端午前御召御注文催促致させ可申候、并

二三日兩夜ニ惣用灸治為致可申候、尤子供之分ハ頭役

老人吟味役付、兩夜ニ割付不残様可致事

金積相改、二月分為替積可申遣事

一初午 稲荷、観音へ代参致させ可申候、其内稲荷へハ神酒

持参為致可申候、尤手前ニて御影飾せ可申候、委細賄方永

書ニ有、十二燈、其外神酒御供持参物賄方永書ニ有

一日柄見合目録場相立可申事

一正月分御人入書相認為差登可申候

一三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一六日 廟参当番ニ候ハ、老人参詣可申事

一八日 事始 献立定格

一九日之相場付当番ニ候ハ、相認為差登可申事

一十日 夕、内寄合相勤可申事

一名代中へ承合惣用へ年褒美可申渡事

此節惣用小遣料建相改可申事

(白紙二丁半)

二月中旬

一十一日 惣寄会相勤可申事

一雨天之節見合惣用古着払せ可申事

一十三日 廟参当番ニ候ハ、老人参詣可致事

一十五日

神田へ代参為致可申候、十二燈

風呂今晚より格夜ニ為致可申事

一十六日 店々寄会当番ニ候ハ、前日主中様方へ申上、店々

廻状遣し可申事

一十八日

浅草観音并地内秋葉へ代参為致可申候、何れも十二燈

一廿日

諸帳場置立致させ可申事

内寄会相勤可申候、尤御参勤御交代御用承候様ニ出入

御屋敷へ前広より為窺可申事

(白紙二丁半)

二月下旬

- 一 廿一日 惣寄会相勤可申候、尤付立前諸帳場へ色付可申渡事
- 一 廿二日 稲荷へ代参為致可申候、十二燈
- 一 廿四日 愛宕へ代参為致可申候、十二燈
- 一 廿五日 天神へ代参為致可申候、十二燈
- 一 廿五六日頃 晦日前金子集り付出し等承可申事
- 一 廿八日 目黒へ代参為致可申候、十二燈
- 一 上巳之進物前格相改可申候事
- 一 廿八九両夜付建為致可申事
- 一 右付立を以板の物、のしめ、箔、染物、小立類、帯類、惣而模様物之分秋注文相認可申候、相残ル分者七月迄之
- 一 売持建相考大急物認可申候事
- 一 晦日 節句前金子集方付出し旁承為致催促可申候事
- 一 火の番廻り札仕舞不申候、夫共風烈數年ハ見合可申事

(白紙二丁半)

三月上旬

- 一 此月人氣盛ニ成、依之大切成月也、手代悪性筋杯ケ様之月より道筋付申もの也、能々氣を付可申事
- 一 朔日 神明へ代参為致可申事、十二燈
- 一 金積り相改見可申候
- 一 惣寄会相勤可申候、尤出替り前ニ候へハ、先々使之衆念入候様可申渡事
- 一 二日 節句前到来帳相改一礼可申候
- 一 且節句内番役付、献立前格控を以相改可申事
- 一 三日 店々并宿持中礼人相勤可申事
- 一 大師へ代参為致可申事、十二燈
- 一 二月分御人入之書付相認為差登可申事
- 一 四日 下男出代り店風ニ不合男吟味致し、暇遣し可申候事
- 一 金積相改三月分為替積可申遣事
- 一 節句之代り他出二三日之内ニ仕廻せ可申事
- 一 一節句後早々旧冬目録押切致し急ニ為差登可申事
- 一 六日 廟参当番ニ候ハ、志人参詣可致事

一九日 元方相場付当番二候ハ、相認可差出事

二十日 内寄会相勤可申候、尤惣用花見ニ出し候相談致へき事

一冬物売間短ク候へハ、持多品随分氣を付相捌せ候様ニ可致事、別而色茶類星可入品氣を付可申候

(白紙一丁半)

三月中旬

一十一日

惣寄会相勤、尤惣用へ花見ニ遣し候趣申渡し、行作婦刻限旁可申渡事

花見料理前格献立帳を以改、扨本所庵差支不申候様ニ

前広ニ志丁目、向店へ日限示合可申事

一十三日 廟參当番二候ハ、耆人參詣可致事

一十五日

神田へ代參為致可申事、十二燈

一十六日

店々寄会当番二候ハ、前日主中様へ申上、廻状遣し可申事

一十八日

浅草観音并地内秋葉へ代參為致可申事、何れも十二燈
一 下男出代り相濟請状等仕廻候ハ、台所寄会致し、役替等可

申渡事

一廿日

内寄会相勤可申事、諸帳場置立為致可申事

一 此節夏物類見合可致事

(白紙一丁半)

三月下旬

一廿一日

惣寄会相勤可申事

辻合身役可申付事

辻見せ物之分預り有之候共、先キ之所承置候様ニ可申

渡事

一廿二日

一 三廻りへ代參致させ可申事、十二燈

一廿四日

愛宕へ代參為致可申事、十二燈

一廿五日

天神へ代參為致可申事、十二燈

一 廿五六日頃 晦日前金之集方付出し旁承可申事

一廿八日

目黒へ代參為致可申事、十二燈

一 廿八九日 両夜付立致させ可申事

右付立を以板ノ物、箔、染もの之外秋注文相認可申事、偕
七八月割相認可申遣事

(白紙一丁半)

四月上旬

一 当月ハ夏物類不残下り揃候得ハ日々相改候而、風仕成し旁
来夏注文為心得善悪帳へ留置可申候、品ニより直々京都へ
可致通達候

一 朔日

神明へ代参為致可申事、十二燈

金積相改四月分為替積可申遣事

此節越後縮買金入用尋ニ可遣事

一 三月分御人入書相認為差登可申事

一 当月廿日付立間ニ合候様ニ夏物仕入下り違書拔差下候様ニ
本状より可申遣事

一 三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一 屋根日覆道具、蚊屋、子供之腹当之吟味、賄方役人へ可申
渡事

一 六日 廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可致事

一 九日

元方相場付当番ニ候ハ、相認差登せ可申事

一 十日 内寄会相勉可申候事

一 冬代物持越無数様ニ氣を付、少々札引相立候共勸売旁捌方
可致工面事

(白紙一丁半)

四月中旬

一 十一日

惣寄会相勤可申候

一 此節夏物見合致し可申事

一 十三日 廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可致事

一 十五日

神田へ代参致させ可申事、十二燈

今晚より風呂毎夜ニ致させ可申候

一 十六日

店々寄会当番ニ候ハ、前日主中様へ窺、廻状遣し可申

事

一 十八日

浅草観音并地内秋葉へ代参為致可申事、十二燈

一 廿日

夏物付立致させ可申事

一 右付立を以盆前売一盃考、過不足之品相改、急物相認、月
割以可申遣事、勿論過之品書拔、捌方工面可仕事

一 関東筋かいこの相場相知れ候ハ、其土地々々之思入本状より可申遣事

(白紙二丁半)

四月下旬

一 廿一日

内寄会相勉可申事

諸帳場置立為致可申事

一 廿二日

稲荷へ代参為致可申事、十二燈

惣寄会相勤可申事

一 蚊屋役付為致、寝所改置可申事

一 廿四日

愛宕へ代参致させ可申事、十二燈

一 廿五日

天神へ代参為致可申事、十二燈

一 廿五六日頃 晦日前金子集方付出し之分承可申事

一來月朔日大般若執行致候趣、此節正智院へ可申遣置事

一 廿八日

目黒江為致代参可申事、十二燈

一 晦日

節句前金子集方付出し旁為致催促可申事

別而当節句前見事ニ取集候様可申渡事
端午前進物可致吟味候事

明日大般若執行ニ付、格別之新火致吟味、明早天火替致させ、朝より惣用精進致させ可申事

(白紙二丁)

五月上旬

一 今月大切成月ニ候間、就中信心可仕事

尤雨湿受さる様代物星入出来不申候様ニ氣を付可申候事

一 朔日

神明へ代参為致可申事、十二燈

諸社代参、何も十二燈

八幡 神田 天神 愛宕

山王 稲荷 秋葉 觀音

目黒 大師

金積り相改見可申事

大般若執行ニ付、聴聞望之衆御出候様店々へ可申遣事

大般若供物并出家衆へ夜食前格、賄方永書ニ有

右祈禱料翌日遣し可申事

委細賄方永書ニ有

一 先月分御人入書付相認為差登可申事

一 入梅之中しめり長雨天ニ候ハ、惣用へ湿はらいの葉給させ

可申事

一三日 大師へ代參為致可申事

護摩料賄方永書ニ有

一四日

明五日内番役付改置可申候、并節句之献立定格を以改

可申候

一五日

店々内証向礼老人相勤可申事

一六日 廟參当番二候ハ、老人參詣可致事

夏物付立為致可申候

一右付立を以七月迄之売相考、不足之品日割を以追増注文認

可遣事

金積相改五月分為替積可申遣事

此節紅花代之義尋ニ可遣事

節句ノ代り他出段々ニ可申付事

一曰待工面次第月頭ニ相任廻可申候、尤当日朝正知院へ手紙

相認、日待料賄方永書控之通為持可遣事

日待前日手紙認置、店々其外前格控帳ニ合当日朝可申

遣事、尤不時之客一切無用、献立前格を以改可申事

一落合大々講掛ケ金賄方より集させ可申事

一八日九日両夜冬代物之付立為致可申事

一右付立を以箔、染物、板のもの類、急物相認為差登可申事

一九日 元方相場付当番二候ハ、相認為差登可申事

一十日

内寄会相勉可申事

(白紙二丁半)

五月中旬

一十一日

惣寄会相勤可申事

出入日用仲ケ間寄会相勉させ可申事

尤賄方役人使出し共ニ立合せ申間敷事

一組寄会段々ニ為相勤させ可申事

一十三日 廟參当番二候ハ、老人參詣可申事

一十五日

神田明神へ代參為致可申事

初尾賄方永書ニ有

一十六日

店々寄会ニ候ハ、前日主中様方江伺ひ、店々廻状遣し

可申事

一十八日

浅草觀音并地内秋葉へ代參為致可申候、十二燈

此節三廻御湯花日限相極可申遣事

一此節短夜、殊ニ暑氣も強ク候へハ、風呂八ツ時より初、代

り々々早く入候様ニ可申渡事

一廿日

内寄会相勤可申事

諸帳場置立致させ可申事

一 天気見合代もの土用干為致可申事

(白紙二丁半)

五月下旬

一廿一日

惣寄会相勉可申事

夏物付立為致可申事

右付立相改、過之品相見得候ハ、捌方工夫可仕事

一廿二日

稲荷へ御湯花差上ル、尤料物店々割合賄方永書ニ有、

前日ニ店々并宮下加右衛門へ為相知可申候、尤廿一日

ニ相勉申節ハ廿二日代參為致可申事、十二燈

稲荷御影一万度御被ニ階ニ為飾可申候、尤夜食献立帳

ニ有、勿論大々講一所ニ候へハ糸屋文右衛門在江之節

ハ呼可申候、跡ニ而日光代參札為引可申候、初尾路金

ハ代參帳ニ有、尤向店より老人參詣為致候へハ同道致

させ可申事

一廿四日

愛宕へ代參為致可申事、十二燈

百味料賄方永書ニ有

一 観音講当番ニ候ハ、前広より日限相定、会料懸錢等店々より取集可申事

一廿五日

天神へ代參為致可申事

神酒料賄方永書ニ有

一 廿五六日頃 晦日前金子集り付出し旁承可申候

一廿八日

目黒へ代參為致可申事

護摩料賄方永書ニ有

一 此節出入御屋敷方へ土用御進物御用窺せ可申事

(白紙一丁半)

六月上旬

一 此月ハ病人多ク出来致ス月ニ候へハ、惣用ねびへ杯致し不

申様ニ氣を付可申事

一朔日

神明へ代參為致可申事、十二燈

金積り相勤六月分為替積可申遣事

惣寄会相勤可申事

土用前惣用灸治為致可申事

一土用之入葉并献立定格

一土用之内穴藏敷菓砂ふた干させ掃除為致可申事

一土用見廻進物前格を以相改可申事

一土用之中惣用しつはらい葉給させ可申事

一京、伊勢土用見廻書状為差登可申事

一店々并宿持中へ土用見廻ニ忝人相廻可申事

一二日

夏物付立致させ可申事

此末退方相考、過ニ相成候品ハ持越し不申様ニ懸引可

申渡事

一先月分御人入書相認為差登可申候事

一三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一六日 廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可致事

一七日 京都祇園会ニ付惣用休夜

献立定格

一九日 元方相場当番ニ候ハ、相認可差出事

一十日

内寄会相勉、此節惣用船遊山之義可致相談事

一為御替仲々間八朔御献上注文泉屋三右衛門様へ窺候而、京

都へ可申遣事

(白紙二丁半)

六月中旬

一十一日

惣寄会相勉可申候、此節船遊山之義申渡候ハ、先々行

作旁慎之義可申渡候

献立前格ヲ以改可申事

一十二日

夏物付立為致可申事

過ニ相成候品懸引前々通可致事

一十三日

廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可致事

一十五日

明神へ代参為致可申事、十二燈

山王御祭礼有之年ハ子供割合見物遣シ可申候、献立定

格有

一十六日

諸帳庭置立為致可申事

店々寄会当番ニ候ハ、主中様へ前日ニ窺候而、店々廻

状遣し可申事

一十七日

金積相改際為替可申遣事

一 十七八両夜代物付立為致清書為差登可申候、尤京都より初荷下し方心得相成候事

一 此節七夕諸進物致吟味置可申事

一 廿日

内寄会相勤可申事

(白紙二丁)

六月下旬

一 廿一日

惣寄会相勤可申事、工面次第毎夜々荷代物之分本札付

させ置可申事

一 廿二日

三廻りへ代參為致可申事、十二燈

一 銘々方へ子供仕着せ誂候様可申渡事

一 廿四日

愛宕へ代參為致可申事、十二燈

夏物付立為致可申事

右付立を以過不足之品書拔、過ニ可成品ふり替、或ハ

勸売等捌方工面可申渡事

一 廿五日

天神へ代參為致可申事

一 廿五六日頃 晦日前金子集方付出し旁承可申事

一 廿八日

目黒へ代參為致可申事

一 晦日

今晚より表へ無地てうちん為出可申事

(白紙二丁半)

七月上旬

一 際へ余日なく候へハ氣を付可申候、手代悪性成ものケ様之節他出旁氣を付可申事

一 朔日

神明へ代參為致可申事、十二燈

金積相改見可申候事

一 先月分御入書相認為差登可申事

一 店々寄会当番ニ候ハ、前広より日限工面致し、二三日前ニ

廻状遣し茶数寄旁致吟味置可申事

一 三日

大師へ代參為致可申事、十二燈

諸帳場置立致し金積相改追為替可申遣事

一 四日

夏物付立為致可申事

一 此節内寄会、惣寄合相勤、元服旁申渡、盆前掛集方専工面可申渡事、并盆兩日他出偕店卸行作旁可申渡事

此節際中支配人諸役所役懸り改候而惣用へ示合可申事

誂、染、仕立物吟味役可申渡事

際中用候挑灯合印致吟味、惣用へ見せ置可申事

一六日

廟參当番二候ハ、忝人參詣可致事

七夕玄閑番可申付置可申事

七夕前到来帳相改一礼可申事

一七夕 献立定格

井宿持中へ忝人礼相勤可申事

店々表立礼相勤二不及候、江面次第薄衣にて忝人廻り可申事

井戸水替させ可申事

三廻りへ代參致させ明八日より十四日迄七日之内際中

間違無之様二日護摩差上可申事、護摩料賄方永書二有

一八日

今晚より日々金子集方毎夜承可申事

一九日

元方相庭付当番二候ハ、相認可差出候事

一十日頃手前家守、町代、台所男并出入、日用盆前心付相談

致し可申渡事

一手紙帳相改致催促可申事

一店卸道具為致吟味置可申事

(白紙二十半)

七月中旬

一十三日

廟參当番二候ハ、盆料定之通取集并位牌堂墓守へ包銭

集、忝人朝之内參詣可申事

朝市二生靈棚飾物調させ可申事

棚経二御出候出家衆へ包銀賄方永書二有

盆両日内番役付認置可申事

店卸役付并付立役付旁相認置可申事

盆両日料理献立帳二定格有

一十四日

懸二出候者迎旁間違無之様二朝より氣を付、勿論夜二

入候ハ、他出改役人付ケ、出入為致吟味首尾能壳掛ケ

取集相仕廻可申事

(白紙二十半)

七月中旬

一十五日 献立定格

神田へ代參為致可申事、十二燈

勘定場仕舞候節前壳帳、見世帳勘定所へ為出置可申事

盆両日内番并他出先々にてハ法度書張せ可申事

一十六日 献立定格

店々并内証向札支配人耆人相勤可申事

明十七日朝台所煤はき致させ兩隣^{候へ}并向側不残断せ置可申事

店卸付立諸道具致吟味させ置可申事

一十七日 献立定格

惣用七ツ半時より起させ穴藏より出し子簞笥為出、夏物冬物付立致し、尤夏物之分直ニ新帳へ付ケ候而、工面次第諸代物本札付させ、尤清書一兩日中為差登可申事

京都相庭付打寄一覽直打之仕方示合可申事、台所煤はき致させ可申事

盆前残金委細ニ承金積致し、七八月分為替積可申遣事、勿論残金有之分無手拔催促為致可申事

一十八日

浅草観音并地内秋葉へ代参為致可申事、十二燈

(白紙二丁)

七月下旬

一廿二日

稲荷へ代参為致可申事、十二燈

一店卸直打廿三日頃迄ニ相仕廻候而、廿四五日頃兩夜内寄会

致し、廿六七日頃初寄会相努、役替等相改可申候、尤本役付、加役付、組割等印形取可申候、并御殿勤之者役替致させ候ハ、御殿向勉方建帳神文書読聞せ印取可申事

付り

初寄会廿五六日頃是非相勤候様二十五日より心懸可申事、延引候而ハ売庭、諸役所得意方之商減少申事

二候

一此節見合役人中寺参為致可申候、尤包銀賄方永書ニ有

一廿二三日頃 見合売倍見世開為致可申事

一廿四日

愛宕へ代参為致可申事、十二燈

一廿五日

天神へ代参為致可申事、十二燈

一此節見合煤はき為致可申候、尤前夜兩隣向側不残為断置可申事

一廿五六日頃 盆前残金付出し時借し旁承り催促為致可申事

一廿八日

目黒へ代参為致可申事、十式燈

一廿九日

晦日

八朔内番役付并他出先々法度書相認置可申候、八朔献

立前格を以相改可申候

御為替仲ヶ間八朔御献上之品白台旁取揃置、主中様方、
泉屋三右衛門様へ入御覽置可申候、尤明朝持参之役人
可申付置候

(白紙二丁半)

八月上旬

一此月病人多出來申候、灸治など致させ仮初之病人ニ而も氣
を付可申候

一朔日

神明へ代参為致可申候、十二燈

店々并宿持之衆へ壹人札相勤可申候、尤薄衣ニ而可参
候事

一二日

八朔休日之代り。^{段々}可申渡候

今晚より明夜迄ニ不残灸治為致可申事

一此節町内諸代もの日々会所ニ而致見合惣寄合相勉、札差繰
勸物旁可申渡事

一此節見合工面次第中登可申渡候、路金、小遣之切符旁内建
帳ニ有、尤申渡候節組々之頭、銘々方役人、賄方役人へ右
人数出立日限立振前等之事可申渡候、尤初登り之者仕着せ
小袖相渡し可申候

中登り之者諸帳面出入時貸預り目録当番之者銘々委細

聞届置可申事

出立前日箱根切手宿付銘々親元へ之添状相認、扱京、
伊勢逗留中日限道中之掟相認印形取、頭分之者へ相渡
し遣し可申事

一三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一六日

廟参当番ニ候ハ、壹人参詣可致事

一九日

元方相場付当番ニ候ハ、相認可差出事

一十日

内寄会相勤可申候

一諸帳場帰りもの致吟味、帳面古代もの候分新帳へ付させ可
申事

一組寄会段々ニ相勤させ可申事

一七月分御人入書相認させ為差登可申事

(白紙三丁)

八月中旬

一十一日

惣寄会相勤可申事

一十三日

廟參当番二候ハ、老人参詣可申事

一十五日

神田へ代參為致可申事、十二燈

風呂今晚より格夜ニ為致可申事

一十六日

店々寄会当番二候ハ、前日主中様方へ相窺、廻状遣し

可申事

一十八日

浅草観音へ代參并地内秋葉共、何れも十二燈

京都店御霊神事ニ付料理献立帳ニ有、勿論朝精進也

一此節暖簾仕入方致吟味させ可申事

一廿日

内寄会相勤可申事

一雨天之節見合惣用古着為払可申事

一夏物付立致させ清書為差登可申候、京都仕入方心得ニ相成

り申事

一此節見合夏注文相認為差登可申事

(白紙二丁)

八月下旬

一廿一日

惣寄会相勤可申事

一廿二日

稲荷へ代參為致可申事、十二燈

一廿四日

愛宕へ代參為致可申事、十二燈

一廿五日

天神へ代參為致可申事、十二燈

一廿五六日頃 晦日前金子集方并付出シ承可申事

一廿八日

目黒へ代參為致可申事、十二燈

一廿八九兩夜付立致させ可申事

右付立を以九十月月割注文相認可申候、其内箔、染物、板

の物、改注文相認為差登可申事

一惣蚊屋仕廻せ寝所役付改可申渡事

(白紙二丁半)

九月上旬

一今月就中可致信心事、短日二候へハ諸事油断成不申候、当

月より六ツ半ニ惣用起し可申事

一朔日

神明へ代參為致可申事、十二燈

諸方代參不殘、十二燈

八幡 神田 天神 愛宕 山王

稻荷 秋葉 観音 目黒 大師

金積相改見可申事

惣寄会相勤可申候、出代り時分ニ候、先々使之衆念を

入候様可申渡事

一先月分御入書相認為差登可申事

一三日

大師へ代参為致可申事

護摩料永書ニ有

一重陽前諸進物吟味可致事

一四日

下男出代り手前風ニ不合男暇出シ可申事

節句前金子集り方付出し旁承為致催促可申事

一六日

廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可致事

一八日

節句内番役付并他出先々法度書相認置可申事、尤節句

献立前格を以相改可申候

一九日

店々内証向礼忝人相勤可申事

一十日

元方相庭^付当番ニ候ハ、相認差出し可申事

金積相改九月分為替積可申遣事

内寄会相勤可申事

一日待工面次第ニ相勤可申事

尤当日朝正知院へ手紙認、日待料賄方より永書之通為持遣

し可申事

日待前日手紙認置、店々其外前格控帳之通当日朝可申遣事、

尤不時客一切無用、献立前格を以改可申事

一落合太々講懸金賄方より為集可申事

(白紙一丁半)

九月中旬

一十一日

惣寄会相勤可申事

出入日雇仲ケ間^計寄会相勤可申事

但賄方役人使出し立合せ申間敷事

一夏物致吟味為差登可申候、其内平ゆき袴地取合残し置可申

事

一此節秋注文下り残書抜之事可申遣事

一十三日

廟参当番ニ候ハ、忝人参詣可申事

一勢州へ赤みそ、日野菜、塩くしら注文為登可申事

一十五日

神田へ代参為致可申事、初尾賄方永書ニ有

神田祭礼有之年ハ子供見物割合可遣事、尤料理献立帳

二有

一十六日

店々寄会当番ニ候ハ、前日主中様方へ窺、店々へ廻状

遣し可申候事

一十八日

浅草観音并地内秋葉代參為致可申事、十式燈

此節三囲へ湯差上候日限究可遣事

一廿日

内寄会相勤可申事

諸帳場置立為致可申事

一男請状相濟次第見合、台所寄会为致役替等可申渡事

(白紙一丁)

九月下旬

一廿一日

惣寄会相勤可申事

一廿二日

稻荷へ湯花差上可申事、尤前日店々并宮下加右衛門へ

為知可申候、勿論廿一日ニ相勤候節ハ廿二日代參為致

可申事、十二燈

稻荷御影一万度御被ニ階為飾可申候、尤夜食献立帳ニ

有、勿論太々講一所ニ候得ハ糸屋文右衛門在江之年ハ

呼可申候、跡ニ而鹿嶋、鹿取、息栖代參之札為引可申

候、尤初尾路金旁代參帳ニ有、尤向店より壺人代參為

致候へハ一所二同道為致可申事

一廿四日

愛宕へ代參為致可申事、御百味料賄方永書ニ有

一觀音講当番ニ候ハ、前広より日限相定、懸銭会料講帳之通

取集可申事

一廿五日

天神へ代參為致可申事、十二燈

御神酒料賄方永書ニ有

一廿五六日頃 晦日前金子集方付出し旁承可申事

一廿八日

目黒へ代參為可申事、護摩料賄方永書ニ有

一廿八九兩夜付立為致可申事

右付立を以秋改注文相認可申候、尤右認方極月迄之売

二店御持建相考認可申候、此節閑東物買方京都へ尋ニ

可遣事

(白紙一丁半)

十月上旬

一此月就中短日ニ候へハ諸事油断成不申候、惣用明六つニ起

し可申事

一朔日

神明へ代参為致可申候事

金積相改十月分為替積可申遣事

惣寄会相勤可申事

此節土蔵、穴蔵、土砂、其外火事道具為致吟味可申事

役人中火ノ番之札廻し可申事

釜の廻り屋根裏ぬり上改可申事

中店土蔵、向台所土蔵窓ぬらせ置可申事

一三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一先月分御入書相認為差登可申事

一六日

廟参当番二候ハ、忝人参詣可致事

一九日

元方相庭付当番二候ハ、相認可差出候事

一十日

内寄会相勤可申事

(白紙一丁半)

十月中旬

一十一日

惣寄会相努可申事

一十三日

廟参当番二候ハ、忝人参詣可申事

一十四日頃

夷講前金子集方付出し旁承為致催促可申事

一十五日

神田へ代参為致可申事、十二燈

今晚より風呂毎夜ニ為致可申事

一十六日

店々寄会当番二候ハ、前日主中様へ窺、当日店々廻状遣し可申事

一十七日

夷講献立相改、御客賄方控帳ヲ以致吟味、廻状、手紙認置、十八日朝遣し可申候事

一十八日

浅草觀音并地内秋葉へ代参為致可申事、十二燈

夷講勝手方并給仕人等役付致し置可申候、并家具其外諸道具改させ置可申事

一十九日

朝飯之上御在江之主中様、名代中より支配人、^{上座}与頭迄御盃頂戴致し候

明廿日内番之役付致し、并他出先々之法度書認置可申

事

同夜御膳開之節御在江之主中様、八栄殿御出、御膳御頭戴被成候、若御出無之節ハ御膳之内少々差送り候

一御為替仲ヶ間年頭、歳暮御献上之注文泉屋三右衛門様へ伺京都へ可申遣事

(白紙一丁半)

十月下旬

一廿一日

惣寄会相勤可申候、尤今日より夷講他出代り可申渡事

諸帳庭置立為致可申事

一廿二日

稲荷へ代参為致可申事、十二燈

一廿五日

天神へ代参為致可申事

一廿五六日頃 晦日前金子集方并付出し旁承可申事

一廿八日

目黒へ代参為致可申事

一廿八九兩夜付立為致可申事

右付立を以大急物相認可申候、尤極月一盃之売二店卸

持建相考認可申事

但右附立ヲ以春注文此度江相認申管改申渡ス

(白紙一丁半)

霜月上旬

一此月別而風烈敷候へハ家内火元氣を付可申候、尤髪置まへ商大旬候へハ、一簾売出し致し候様二氣を付、朝夕可致工面事

一朔日

神明へ代参為致可申事、十二燈

金積相改霜月分為替積可申遣事

惣寄会相勤可申事

短日之節二候へハ、髪置まへ昼之内月代無用可申渡事

一先月分御人入書付相認差登せ可申事

一三日

大師へ代参為致可申事、十二燈

一六日

廟参当番二候ハ、屯人參詣可致事

一八日

吹子祭稲荷へ代参為致可申候、尤二階にて飾もの旁委

細賄方永書二有

十二燈、其外神酒、供物持参物控賄方永書二控有

一塩松茸到着候ハ、諸方進物帳前格を以相改可遣事

一九日

元方相場当番二候ハ、相認可差出事

一十日

内寄会相努可申事

髪置前金子集方、付出し旁承可申候事

霜月中旬

一十一日

惣寄会相勤可申事

髪置前進物可致吟味事

一十三日

廟参当番二候ハ、忝人参詣可致事

一十五日

神田へ代参為致可申事、十式燈

一十六日

諸帳場置立為致可申事

店々寄会当番二候ハ、前日主中様へ窺、店々廻マコ廻リ廻リ廻リ可申事

一廿日

内寄会相勤可申事

(白紙半丁)

霜月下旬

一廿一日

惣寄会相勤可申事

一廿二日

稲荷へ代参為致可申事、十二燈

一廿四日

愛宕へ代参為致可申事、十二燈

一廿五日

大師講夜食粥有

天神へ代参為致可申事、十式燈

一廿五六日頃 晦日前金子集方付出し旁承可申事

一廿八日

目黒へ代参為致可申事、十二燈

一廿八九兩夜付立致させ可申事

右付立を以春注文相認可申候、尤極月より五月迄売相考認可申候、尤年内売不足之品春忝番急物認可申遣事、并関東

物買方尋ニ遣し可申事

但春注文十月廿八日附立ニ而相認申積振替申候

一出入御屋敷寒中御見舞御進物御用伺せ可申事

(白紙二丁半)

極月上旬

一当月ハ商人旬ニ候間、商高見事ニ相成候様ニ惣用へ可申渡

事

一朔日

神明へ代參為致可申事、十二燈

三囲へ代參為致可申事、十二燈

但極月中間違無之様護摩差上可申事

諸社代參、何れも十二燈

八幡 神田 天神 愛宕 山王

稲荷 秋葉 觀音 目黒 大師

金積相改見可申候

惣寄会相勤際中工面示合可申事

一三日

大師へ代參為致可申事、十二燈

一歳暮、年玉進物帳前格控を以月番之者可致吟味事

一六日

廟參当番二候ハ、忝人參詣可致事

一八日

事納 料理献立帳ニ有

一寒前灸治為致可申事

一寒ノ入葉并献立定格有

一京都、伊勢へ寒氣見廻書状相認為差登可申事

一店々并元ノ名代中へ寒氣見廻ニ忝人相廻り可申事

一寒中見舞進物前格を以相改可申事

一九日

元方相場付当番二候ハ、相認可差出事

一十日

内寄会相勤可申事

銘々方へ子供之仕着せ仕立候様ニ可申渡事

諸帳場置立致させ金積相改追為替可申遣事

一節分前星祭人数相改、正知院へ手紙にて頼遣し可申候、尤

星祭料賄方永書ニ有

(白紙一丁半)

極月中旬

一十一日

惣寄会相勤可申事

一十三日

廟參当番二候ハ、忝人參詣可致事

一十八日

浅草觀音并地内秋葉へ代參為致可申事、十二燈

尤朝七つ半ニ出市ニ立、正月飾物調可申候、此節灯明

料叶屋へ可致持參事、賄方永書ニ有

一茶代寄会当番二候ハ、二三日前より主中様へ窺、店々廻状

遣し可申候、茶数旁寄せ為致可置申事

一廿日頃 内寄会相努可申候、此節子供元服申渡候、際中掛

取り集方專工面可申渡事

此節際中諸役所支配人役掛り改候而惣用へ示合可申事

際中用ひ候挑灯合印吟味致し、惣用へ見せ置可申候事

正月三ヶ日他出行作并店卸中行作旁可申渡事

(白紙二丁)

極月下旬

一廿二日 手前家守、町代并台所男、出入、日用、髪結旁
暮之心付前格控帳を以致相談可申渡事

一廿二日

稻荷へ代參為致可申事、十二燈

此節廿三日より大晦日迄七日之日護摩差上ケ、際中間

違等無之様ニ御祈禱相頼可申事、尤護摩料永書ニ有

一廿三日夜より毎日金子集方承可申事

一年賦帳取立可申事

一廿四日

愛宕へ代參為致可申事、十式燈

一廿五日

天神へ代參為致可申事、十二燈

今日手前ニ而餅つき、献立定格

一廿七日夜

御為替仲ヶ間歳暮御献上白台旁取揃置、主中様方并泉

屋三右衛門様へ御覽ニ入置明朝持參役人旁可申付置事

一廿八日

目黒へ代參為致可申事

献上首尾克相納掃候ハ、歳暮祝義旁泉屋三右衛門様

へ専人參候而右之挨拶可仕事

年徳棚つらせ可申事

一廿九日 四日市ニて飾松調、直ニ飾せ可申事

三ヶ日献立前格を以改可申事

三ヶ日内番并他出先法度書相認させ置可申候、尤店卸

役付、四日付立役付共ニ此節認させ置可申事

一大晦日

懸ニ出候者朝より氣を付、迎旁間違不申候様ニ致し、

夜ニ入候ハ、他出改役人付出入為致吟味首尾能売掛

取集仕廻可申事

(白紙二丁)

式目并被仰渡之控

延宝四年辰七月

一諸法度集 壹冊

但売用家法之式目也

一養生之式目

一 正徳五年末年より被仰渡式目 一冊
一 享保四年亥年迄

一 宝永三戌九月宗栄様御隠居之節被仰渡之式目 壹冊

一 宝永三戌九月步割建式目 並名代中參勤發足之建 壹冊

正徳元卯十月
一 改式目

同斷
一 役人判形式目

宝永三戌ノ九月
一 手代へ申渡ス条

一 内証式目

元録（十二卯十月）
一 家賃作事定法

一 台所古式目 貳冊

享保三戌年
一 仙台御米通達一卷 壹箱

享保十二未ノ六月
一 三廻御神躰勸請之節一件 箱二入

一 駿河町より室町大下水越候節証文式通案紙式通

正徳元卯八月
一 金三拾兩 室町より之証文 一通

同
一 当町より室町へ証文案紙 一通

同
一 手前より町内へ証文案紙 一通

正徳二辰八月
一 金貳拾兩 室町より証文 一通

但室丁へ台所引越候節

右之分ハ當時不用之故別ニ退有之
覺

一 公法之式目

一 家法之式目

一 商之式目

一 壳用之式目

一 養生之式目
一 組寄会之式目
并衣類定書

一 改申渡条目

但組寄会之節判形取可申候

享保五子正月
一 名代支配人月番要式

一 台所式目
宝永七寅七月
一本店役柄名目之定

一 役人承記 五冊

一 元服申渡帳

一 永用ノ控帳
但表向内証向共ニ定格無之、不時成義留置可申候

一 聞書帳 元方二階ニ有
但日録也

享保三戌年
一御納戸御用承候由緒

但御赦免之節宗悅様思召入書、尤百歳之後宗悅様御死去

被遊候節ハ町奉行所へ早速御断可申上旨有

享保五子年
一御殿向御用勤方之建

但御殿向相勤候者役替申渡ス節謔聞可申候

一同
一勤候手代神文書

但右同断印形取可申事

正徳三巳ノ三月
一松坂公儀向勤方心得之式

但万一店大切之節ハ可致拜見候事

一紀州御領之者相果候節ハ、左之通之書付差上御訴可

申上事

乍恐書付以御訴申上候

一勢州何村誰子誰と申者召抱、何々年何月何日御帳ニ

付申候所、何月何日頃より何病相煩申ニ付、何町誰

と申御医師療治にて養生仕候所、無本腹何月何日ニ

相果申候、則何方ニ而何寺と申寺へ取置申候、御帳

面御消し被遊可申候、以上

年号月日

越後屋八郎右衛門

御奉行所様

一右之外御領分之手代子供上下之節ハ其時之御帳面へ

記ニ可罷出候事

正徳五未七月
一家伝記録

但紀州添奉行衆より手前系図被尋有之書上置候趣

一本永代帳

但店根元より之式目其外時々被仰渡有之店大丈之義控置

可申事、少事之分一切控申間敷候

享保五子正月
一同苗在江戸勤番之定式

并小遣路金之建

享保八卯正月
一手代宿入婚礼内建帳

享保七寅秋
一手代悴店出勤格式

一宿持手代暖簾免シ申建

享保六丑ノ八月
一昼夜勤仕録

一厚勤録

但惣手代子共勤仕之書拔二季目錄之節相認、銘々印形を

取、京都為差可申事

享保九辰五月
一功勤書吟味集

但功勤書六冊組頭へ渡有

一同
一上州店目錄帳

外二星野金左衛門、宮善介証文三通

一上州店內建帳

并二式目之写

享保五辰ノ八月

一町売之式目

享保八卯九月

一売高定法

享保五子正月

一小判六拾目之掛法

但新銀建替倍札ニ改候節出来

享保六丑年

一諸商売組合之控

但寄会示合之控

宝永五子七月

一売高并二利積元建帳

享保十二年未正月

一代物員数式

享保十二未ノ正月

一新二申渡ス帳

但主中方御懇意御国懸り之筋にて主中方より御差図にて

御用等承候節ハ、相勤させ候者へ与得吞込せ、此帳面

二判形取可申事

一近国商人方荒増存入書

享保十二未正月

一両店掛引式

但両店せり次商之懸法

享保六丑八月

一改申渡衣類拵物定

一本役申渡ス判形帳

但二季役替之節本役付之者印形取可申事

一申渡判形帳

但二季役替之節単箭諸道具預り、其外加役之者判形取可

申事

享保十三申ノ四月

一日光御社参二付申渡ス帳

但御触書其外御役付旁一封

享保十三申秋

一室町角普請以後表へ出シ看板五枚下書一封

享保十三申十月

一書付を以申渡ス覚帳

高房様御下向本店向店一致新建被仰渡向店惣用連判有、

尤右之写向店ニも有

享保十四年酉ノ二月

一京江戸詔方式目

享保五子十二月

一詔染地日限建帳

享保十三申十二月

一諸職人改申渡連判帳

同 一出入日雇改申渡連判帳

(白紙四丁)